

第百八十一回国会
衆議院
総務委員会
議 録 第 三 号

平成二十四年十一月十六日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 小宮山洋子君

理事 逢坂 誠二君

理事 小室 寿明君

理事 橋 慶一郎君

理事 福嶋健一郎君

理事 石津 政雄君

理事 稲見 哲男君

理事 大島 敦君

理事 勝又恒一郎君

理事 野木 実君

理事 福田 昭夫君

理事 柳田 和己君

理事 湯原 俊二君

理事 井上 信治君

理事 加藤 紘一君

理事 菅 義偉君

理事 中谷 元君

理事 平井たくや君

理事 笠原多見子君

理事 齋藤やすのり君

理事 塩川 鉄也君

理事 吉泉 秀男君

奥野総一郎君

松崎 公昭君

森山 裕君

西 博義君

磯谷香代子君

小原 舞君

大西 孝典君

高井 崇志君

野田 国義君

皆吉 稲生君

山田 良司君

吉川 政重君

石田 真敏君

川崎 二郎君

谷 公一君

長島 忠美君

岡島 一正君

金子 健一君

稲津 健一君

稲津 久君

柿澤 未途君

榑床 伸二君

大島 敦君

石津 政雄君

稲見 哲男君

柚木 道義君

原 恒雄君

古屋 浩明君

政府参考人
(総務省人事・恩給局長)
笹島 蒼行君
総務委員会専門員
阿部 進君

委員の異動

十一月十五日

辞任

重野 安正君

同日

辞任

吉泉 秀男君

同日

辞任

永江 孝子君

同日

辞任

加藤 紘一君

同日

辞任

磯谷香代子君

同日

辞任

長島 忠美君

同日

辞任

金子 健一君

同日

辞任

吉泉 秀男君

同日

辞任

重野 安正君

同日

辞任

磯谷香代子君

同日

辞任

長島 忠美君

同日

辞任

十一月十五日
国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
同月十六日
国家公務員退職手当法改正法案の廃案に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第九三三号)

同(笠井亮君紹介)(第九四四号)
同(穀田恵二君紹介)(第九五五号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第九六六号)
同(志位和夫君紹介)(第九七七号)
同(塩川鉄也君紹介)(第九七八号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第九七九号)
同(宮本岳志君紹介)(第九八〇号)
同(吉井英勝君紹介)(第一〇一〇号)
は本委員会に付託された。
十一月十六日
消防力の整備指針に見合う地方交付税等財政措置の拡充に関する陳情書(岡山市北区大供一の一の一則武宣弘)(第七七号)
地方交付税の算定方法の見直し要望に関する陳情書(高松市番町一の八の一五大浦澄子)(第八八号)
地方財政の充実及び強化に関する陳情書外一件(津市広明町二三山本教和外八名)(第九九号)
地方議会の機能強化等に関する陳情書(宮崎市宮田町一の一一山下壽)(第一〇〇号)
同月九日
簡易水道の上水道統合に伴う財政支援を求める意見書(京都府与謝野町議会)(第九五二五号)
過疎地郵便局の隔日営業、半日営業の実施に反対する意見書(兵庫県豊岡市議会)(第九五三三三号)
過疎地の郵便局のサービス水準の堅持を求める意見書(兵庫県香美町議会)(第九五四四号)
合併後の新市町への財政支援策の充実強化を求める意見書(長崎県対馬市議会)(第九五五五号)
合併後の新市町への財政支援策の充実強化を求める意見書(長崎県杵岐市議会)(第九五六六号)
合併後の新市町への財政支援策の充実強化を求める意見書(長崎県五島市議会)(第九五七七号)
合併後の新市町への財政支援策の充実強化を求める意見書(長崎県五島市議会)(第九五七七号)

める意見書(長崎県西海市議会)(第九五八八号)
合併後の新市町への財政支援策の充実強化を求める意見書(長崎県雲仙市議会)(第九五九九号)
合併後の新市町への財政支援策の充実強化を求める意見書(長崎県南島原市議会)(第九六〇〇号)
基地所在自治体への「基地交付金」の増額等を求める意見書(大阪府八尾市議会)(第九六一一号)
事業所税の一部見直しを求める意見書(前橋市議会)(第九六二二号)
自動車諸税の抜本的見直しについての意見書(愛知県議会)(第九六三三三号)
地方交付税の速やかな交付を求める意見書(岩手県一関市議会)(第九六四四号)
地域経済活性化と雇用対策強化のための地方財政の充実に関する意見書(秋田市議会)(第九六五五号)
地方財政の充実・強化を求める意見書(山形市議会)(第九六六六号)
地方財政の充実・強化を求める意見書(山形県天童市議会)(第九六七七号)
地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の撤廃等に関する意見書(東京都議会)(第九六八八号)
地方財政の充実・強化を求める意見書(石川県七尾市議会)(第九六九九号)
地方財政の充実・強化を求める意見書(石川県輪島市議会)(第九七〇〇号)
地方財政の充実・強化を求める意見書(石川県野々市市議会)(第九七一七号)
地方財政の充実・強化を求める意見書(福井県越前市議会)(第九七二二二号)
地方交付税の適正な執行を求める意見書(長野県議会)(第九七三三三号)
地方交付税の予算執行抑制の早期解除についての意見書(愛知県議会)(第九七四四四号)
地方財政の充実・強化についての意見書(愛知

県議会（第九七五号）

地方財政の充実・強化を求める意見書（滋賀県議会（第九七六号））

地方財政の充実・強化を求める意見書（大阪府豊中市議会（第九七七号））

地方財政の充実・強化を求める意見書（奈良市議会（第九七八号））

地方財政の充実・強化を求める意見書（鳥根県議会（第九七九号））

地方財政の充実・強化を求める意見書（鳥根県出雲市議会（第九八〇号））

地方財政の充実・強化を求める意見書（鳥根県雲南市議会（第九八一号））

地方財政の充実・強化を求める意見書（佐賀県議会（第九八二号））

地方財政の充実・強化を求める意見書（佐賀市議会（第九八三号））

地方財政の充実・強化を求める意見書（熊本県議会（第九八四号））

地方財政の充実・強化を求める意見書（宮崎県小山市議会（第九八五号））

地方財政の充実・強化を求める意見書（鹿児島県西之表市議会（第九八六号））

平成二十四年度予算執行に当たり地方の財政運営に支障が生じないよう十分な配慮を求める意見書（福島県議会（第九八七号））

平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案の未成立による予算執行抑制の方針に対し地方交付税を確実に交付すること等を求める意見書（兵庫県伊丹市議会（第九八八号））

郵便局における地域ネットワーク維持及びユニバーサルサービス堅持に関する意見書（金沢市議会（第九八九号））

郵便局ネットワーク維持等に関する意見書（高知県土佐清水市議会（第九九〇号））

同月十六日

地方財政の充実・強化を求める意見書（福井市議会（第二〇二七号））

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三号）

○小宮山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取します。榊原総務大臣。

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（本号末尾に掲載）

○榊原総務大臣 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改

正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、退職給付の官民均衡を図る観点から、人事院による官民比較調査結果及び見解等を踏まえ、退職手当の額を引き下げるとともに、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条の規定等を踏まえ、国家公務員の共済年金の職域加算額の廃止に伴い退職等年金給付を設ける等の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国家公務員退職手当法につきましては、本則の基本額の規定により計算した額に乘じる調整率を百分の百四から百分の八十七に段階的に引き下げることにしております。また、各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うことができることとする等、早期退職者の募集及び認定の制度を設けることとするほか、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の内容の拡充を行うこととしております。

第二に、国家公務員共済組合法につきましては、退職等年金給付として退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金を設けることとしております。退職年金は、終身退職年金及び有期退職年金とし、保険料の追加拠出リスクを抑制するため、給付設計にキャッシュ・バランス方式を採用した上で、保険料率に上限を設けることとしております。また、公務員制度の一環として、組合員が懲戒処分を受けたとき等一定の場合に給付の制限を行うこととするほか、公務障害年金及び公務遺族年金の年金額につきましては適切な水準を確保することとしております。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に関し必要な経過措置について規定するとともに、関係

法律につきまして必要な規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

次に、地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条の規定等を踏まえ、地方公務員等の共済年金の職域加算額の廃止に伴い退職等年金給付を設ける等の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、地方公務員等共済組合法につきましては、退職等年金給付として退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金を設けることとしております。退職年金は、終身退職年金及び有期退職年金とし、保険料の追加拠出リスクを抑制するため、給付設計にキャッシュ・バランス方式を採用した上で、保険料率に上限を設けることとしております。また、公務員制度の一環として、組合員が懲戒処分を受けたとき等一定の場合に給付の制限を行うこととするほか、公務障害年金及び公務遺族年金の年金額につきましては適切な水準を確保することとしております。

第二に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律につきま

しては、共済年金の職域加算額の廃止に伴い、施行日前の組合員期間を有する未裁定者に対する経過措置を規定することとしております。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に関し必要な経過措置について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととして

おります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○小宮山委員長 これで両案についての趣旨の説明は終わりました。

○小宮山委員長 お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として人事院総裁原恒雄さん、事務総局給与局長古屋浩明さん及び総務省人事・恩給局長笹島誓行さんの出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小宮山委員長 御異議なしと認めます。そのように決しました。

○小宮山委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。橘慶一郎さん。

○橘慶一郎さん 限られた時間でございますので、急行列車で参ります。よろしく願います。

万葉集巻十、二千二百十七番。

君が家の初もみち葉は早くふるしぐれの雨にぬれにけらしも

では十分、よろしく願います。(拍手)

簡潔にお伺いしますので、簡潔に御答弁賜ればと思います。

最初、今回の退職手当の見直しに係ります、そのベースとなりました人事院の調査結果、四百二十六万六千円、官が民を上回る。平成十八年、前回調査からの変化について、特徴的な傾向を人事院古屋給与局長に伺います。

○古屋政府参考人 平成十八年調査と今回調査を比べましたところ、公務の退職給付額には大きな変化はない一方で、民間の退職給付額につきましては約四百三十三万の減少となっております。このうち、特に退職一時金で約四百四万円減少したところがございます。

民間の退職給付額が大きく減少したところでございます。

第一類第二号 総務委員会議録第三号 平成二十四年十一月十六日

ございますが、これは、いわゆるリーマン・ショックによる景気悪化の影響等を背景といたしまして、従業員、とりわけ高齢層の給与水準が下がり、その減額が退職一時金の額にも反映されたこと、また、水準を引き下げる方向での退職一時金の制度的な見直しが行われた可能性があることなどがその要因として考えるところではございます。

○橘慶一郎さん 経済が大変厳しいということもありますし、高齢者の方々の給与体系をどうしていくかということは官民共通の大きな問題であろうと思います。

続きまして、早期退職者募集制度ということで、今回は、おおむね四十五歳まで、言ってみれば繰り下げるといって、早期退職制度を入れていくわけでありまして、この制度の想定される活用策につきまして、総務省笹島人事・恩給局長にお伺いいたします。

○笹島政府参考人 お答え申し上げます。今回の法案におきましては、官民比較に基づく水準の見直しを行うとともに、新たに早期退職募集制度を設けることとしております。

その募集目的の類型といたしましては、一つ目、職員の年齢構成の適正化を図ることを目的とするもの、二つ目として、組織の改廃または官署もしくは事務所の移転を円滑に実施することを目的とするもの、この二つを規定しているところでございます。

○橘慶一郎さん 今まで、公務の世界では退職勧奨というようないくつかの制度がありますが、これになかなかうまくいかない。今のようないくつかの制度をいかにうまく活用して、柔軟にやっていかなければいけないというところだと思います。ぜひまた早期に、各機関においてそういったことを御検討されることを望みます。

次に、国、地方を通じて、この年金一元化

という中で、公務員の退職年金、これは今までよく職域部分、加算部分あるいは三階建てと言われてきたわけですが、今回、新しい形になるこの退職年金につきまして、企業年金と同種のものという位置づけという趣旨でよろしいのか。そしてまた、今回の退職年金について、終身退職年金と二十年間の有期退職年金の二つに区分されて制度が設定されます。その趣旨につきまして、これは国、地方を代表いたしまして、国家公務員につきまして、財務省榎本大臣政務官にお伺いいたします。

○榎本大臣政務官 お答え申し上げます。

まず、一点目の国家公務員の退職年金は企業年金と同種のものと言え、その部分については、結論から言いますとそれと併せてございまして、企業年金につきましては、世代間の支えを特徴といたしまして公的年金と異なりまして、積立方式での運営を原則としております。将来の年金給付に必要な原資を在職中に積み立てた保険料で賄う仕組み。今般新たに設ける年金払い退職給付も、公的年金の一部である現行の職域部分とは異なりまして、保険料をゼロから積み立てる仕組みであり、民間の企業年金と同じ性質を持った制度であります。

もう一点目の終身退職年金と有期退職年金に分けた趣旨でございますが、これは民間の企業年金の約四割が終身年金、約五割が有期年金であることとを踏まえまして、年金払い退職年金では、半分を終身、半分を有期とさせていただきます。

○橘慶一郎さん 全体に、今日の官民の制度を比較して、なるべく一線が望ましいものについては同じ考え方で臨んでいくというふうに私としてはお見受けするわけであります。国民の皆さんの理解を得るためには大変なことだ。

そこで、ことしの八月八日の人事院勧告につきましても、そういった意味では、官民の五十五歳以上の方々の給与の較差ということを含めて昇給、昇格制度の見直しが提起されて、勧告されて

この勧告の取り扱い、きのうまでは決まっていなかったんですが、どうやらお決めたことになったようでありまして、お決めたことになったことについての内容を総務大臣から、そのことについてどうお考えであるかということをお伺いいたします。最後に私の思いを述べさせていただきます。

○榎本大臣政務官 御指摘のとおり、本日の閣議で決定をさせていただきました。

内容につきましては、今回の勧告で指摘されております昇給制度の見直しを含めた高齢層職員の給与水準の見直しにつきましては、世代間の給与配分の適正化、雇用と年金の接続の観点から幅広く検討を行って、特例減額支給措置期間、これは二年間の平均七・八%削減というのが行われておりまして、高齢層は一〇%を超えるという現状でございます。そういった期間が終了する平成二十六年四月から実施する方向で、平成二十五年中に結論を得るということで閣議決定をさせていただきます。

○原政府参考人 大臣からもお話がございましたように、本日の閣議決定で、高齢層職員の給与水準の見直しにつきまして、平成二十六年四月から実施する方向で、二十五年中に結論を得るものとされたところと聞いております。

現行の法体系のもとで、国家公務員の給与改定はこれまで本院の勧告を踏まえて行われてきたところでございます。今回の決定は、平成二十五年一月一日からの昇給制度を改定するとの本院の勧告を実施せず、改定の実施につきまして結論を翌年に持ち越すということでございます。人事院といたしましては極めて遺憾と言わざるを得ないところでございます。

本年の勧告に基づく昇給制度の改定を実施できるよう、必要な措置を講じていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○橘慶一郎さん 現在の国会の情勢なものですから、なかなかこれ以上のことについて審議する

時間がないことになっているわけでありすけれども、二十六年四月から実施するんだ、しかし、そのことについては二十五年、もう一年検討するんだ、こういうお話でありまして、それであれば、二十六年四月実施ということについての立法措置をとるという方法も選択肢としてはあったと思います。

聞くとところによりまして、きょうに向けて、さらに地方公務員の労使関係等の法律も閣議決定して慌てて出しておられるというようなことも考えますと、その辺に非常に恣意的なものを感じざるを得ない。できれば、そういうものについて出さないなら全部出さない、出すならしっかりと出してくる、そしてその考え方がどうであるのかということをやりはっきりしていただきたい。

そして、もう一言、多分この国会で最後になりますので申し上げたいのは、非常に簡単なことです。法律に基づく行政というものを行政は進めていただかなきゃいけないということでありまして、今の法律体系の中において人事院勧告を内閣は尊重する、これはしっかりと閣議決定して答弁書でいただいております。そういう姿勢の中でどうあるべきか、そこはやはり、いろいろ政治的なお考えはあったにしても、行政は行政として法律に基づく対応をしつかりしていただきたい、そういうことを私も法学部で小宮山委員長のお父様にも教わった、このように思っております。

ぜひ、法律に基づく行政ということをきょう最後に申し上げて、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○小宮山委員長 次に、福岡健一郎さん。

○福岡健一郎 国民の生活が第一の福岡健一郎でございます。

この法案自体は、いわゆる退職金などの官民の較差を是正するという目的はありますけれども、一方で、公務員の皆さんにとっても、この退職金等というのは、生活者として大きな、大きな問題だと私は思っています。これを、幾ら解散が予定されているからといって、各会派十分ずつ、計一

時間で審議をして賛否を決めないといけないということであるならば、我々はそれに對して非常に大きな責任があるということをもっと冒頭申し上げたいというふうに思っております。

大臣にお伺いをいたしますが、そもそもこれは民間と公務員の差が四百二十万円あるというふうなことからスタートしておるんですけれども、この民間の数字のとり方というのは本当に妥当性があるのかということについてお伺いをしたいと思います。

すなわち、民間をとるときに、それは大企業とか中堅企業をベースにとると当然上がりますよね。それでいわゆる官庁の差を是正すればいいんだけれども、地方とか、そういう中小企業とかあるものから、そうすると、本当に、実は実態はもうちょっとバーが下がるのではないかと、ふうな見方もあるんですけれども、この辺の民間のデータのとり方、人事院調査をベースにしておられるんですけれども、本当にこれは妥当性があるのか。

そしてまた、見直しの周期等含めても総務省としてはどのようにお考えかというのを伺いたいと思います。

○榊田国務大臣 お答えをいたします。今、福岡委員から御指摘のありました問題意識につきましましては、私は、大変重要な問題意識だという認識は個人的には持っております。さはさりながら、零細企業の数も非常に多いということで、私どももいたしましては、先ほど申された人事院の給与勧告における調査と同じものを使わないと、これはサンプルが違ふと比較できないということ、人事院の給与調査と同様のものを採用するということが現時点では最も妥当ではないかというふうにご考えております。ただ、問題意識は、貴重な問題意識というふうに私は理解をいたしております。

また、周期の見直しであります、退職手当は、長期の勤続の報償、長い間勤めていたことに對する

報償という性格がありますので、余りころろ変わってはよろしくない、このように思っております。しかし時代の変化も早い、こういうこともありまして、そういったことを総合的に判断して、おおむね五年ごとに調査する民間企業の退職給付との均衡を図ってきたということであります。

○福岡健一郎 今の足元のところについて本来はもう少し議論をしたかったんですけども、大臣の御所見は承りました。問題意識をお持ちのことですね。

続けて、この制度のお話なんですけれども、平成二十七年に職域部分がなくなる、制度としてはなくなる。そこからどんどん減っていくわけですから、移行の間、それを事実上埋めるものとして年金払い退職給付制度が本法案で導入されるというふうに私は理解をしておりますけれども、これは、そもそもこの制度を入れなさいかぬのか、すなわち、退職手当で調整すればいいの、という議論もあると僕は思うんですが、なぜこの制度を入れなさいかぬのかということについて御答弁をいただきたいと思っております。

○榊田国務大臣 まず、かた苦しい方から申し上げますと、先ほど、法律に基づいてやれ、こういう御指摘もいただきました。ですから、これは被用者年金一元化法附則で共済年金の職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金制度を設けなさいという規定をいただいておりますので、それに基づいてやったというのが一つの答えであります。

もう一点は、先ほどの御質問もありましたように、民間の企業年金と同種のものである、こういう認識ですから、民間も企業年金と退職金という二本立てでありますので、公務員の皆さん方にも同じ二本立てということで官民バランスを図っていく、こういうことを考えております。

なお、公務上の障害・遺族年金の導入がこの年金制度というものを導入することによって可能になるということから、導入をさせていただいた

いうことであります。

○福岡健一郎 今のお話自体は理解できるんですけども、だとするならば、民間の企業年金と退職一時金で、比率が企業年金が三に対して退職一時金が二ぐらいの割合ですから、この退職手当と年金払い退職給付のバランスも、それに合わせるんだつたら、そういったことも視野に入れる必要があるのかどうかについて今後検討していかんきやいかぬなというふうに思っております。

もう時間がありませんので、最後、これは財務省さんかなと思いますが、国家公務員共済組合法、今回のこの年金払い退職給付は、そういう意味では、ある意味、確定拠出型のものではあるんですけども、この法案の七十五条に、基準利率は、国債の利回りを基礎としますと。ただ、退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見直しその他政令で定める事情を勘案して連合会、これは国家公務員共済組合連合会の定款で定めるとあります。

国債を基礎としてというふうに書いてあるんだけれども、この法文を読む限りは、まあ、最終的には連合会が決めていいですよというふうにも読めます。きちんとこは、この法文上ではこの程度しか述べられていない。

何を申し上げたいかというと、では、この国家公務員共済組合連合会というのは本当に運用能力があるというふうにご考えていいのかどうかについて御答弁いただきたいと思っております。

○榊田大臣政務官 お答え申し上げます。

御案内のとおり、KKRにつきましては、これまでにも共済年金の積立金の運用実績がございまして、これは先生御承知のとおり、GPIFが十年間で一・二〇に對しまして、二・〇七という利回り実績もございまして、そういった意味におきましては、安全かつ効率的な運用を行ってきておりまして、さらに、この積立金の運用につきましては国債などの債券を中心としたコンサーバティブな運用といえますか、そういった形で運用を行うこととしておりまして、連合会は、これまでの

経験を生かした適切な対応をなされるというふう
に考えております。

○福岡(健)委員 私民間金融機関におりました
けれども、これまでのコンサーティブなもの
とこれからのコンサーティブはまた違う話であり
まして、特に、新しい制度を入れるわけですから、
ここはやはりきちっと見ていかないとけないとい
うふうを考えておるところでございます。

この制度は、結局、全部国債で運用しますよ、
あるいは、利がきちっとしているもので運用しま
すよということが、もうそこまで突っ込んで決め
られていけばあれなんですけれども、そこから出
るいわゆる基準利率と実際の運用の利回りが違っ
たときに、結局は公務員の皆さんというか受給者
の皆さんが、保険料が上がるか給付が下がるか
というところです。

ですから、やはりこういう制度を入れるには、
そういった運用も、方針含めて、きちんとモニタ
リングをしていく必要があるのかというふうにと
考えているところでございます。

先ほど申し上げましたけれども、非常にばたば
たで進んでおりますけれども、ぜひこの制度を行
政の方でさらにいいものに詰めていただきますよ
う、最後にお願いをいたします。

以上です。

○小宮山委員長 次に、西博義さん。

○西委員 公明党の西博義でございます。

私も、この最終の総務委員会、十分な議論がで
きないままのばたばた劇になってしまったことを
大変残念に感じております。今後、まだまだ、さ
まざまな課題があると思いますので、このこと
については政府また国会でも引き続き十分な議論
を続けていただきたいことを、まず要請させてい
たきます。

時間がありませんので、早速何点か御質問申し
上げます。

まず、退職金の民間準拠のあり方について。
これは総務省の方で御答弁いただきたいと思
うんですが、退職金については、二十三年度、民間

企業の退職給付調査によりますと、約四百万の官
民較差が生じている、こういうふうなことが明ら
かにされました。前回この調査が行われたのが平
成十八年、これは五年たっているんですが、この
間に退職金について官民較差が大きく広がってき
たわけですね。

この調査に基づいて調整する、こういう方法で
は官民較差解消を適宜図ることが難しい、こうい
う問題があります。例えば他の統計調査等を利用
して改善をするとか、大きく開く前にもう少しき
ちんとした調整をすべきではないか、こう思いま
すが、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○笹島政府参考人 お答え申し上げます。

国家公務員の退職手当の水準設定につきまして
は、広く国民の理解と納得を得られますよう、民
間企業の退職給付の水準との均衡を図っていくこ
とが最も適当であるというふうと考えておりま
す。

一方、退職手当というものはやはり長期勤続報
償という性格を有しているものでございまして、
制度としての安定性というものが求められている
ことも事実でございます。

このため、調査におきましては、おおむね五年
ごとに実施する民間企業の退職給付実態調査に
よって官民比較を行って、民間の退職給付との均
衡を図ってきたというところでございます。

今回におきましても、こういった考えに基づい
て、前回同様、人事院に依頼しまして官民比較調
査を行ったところでございますけれども、御指摘
のような官民比較の調査頻度や調査方法につきま
しては、今後、制度の安定的な運営を図りつつ、
国民の理解を得ながら、職員の処遇を全体として
適切なものにするといった観点から、さらなる改
善の必要性について検討してまいりたいと考えて
おります。

○西委員 経済情勢が大きく変化をし、もちろ
ん、退職金も大きく下がっているということが現
実であるわけですね。そのことについて、やはり
一刻も早く追従をしていく、上がるも下がるも両

方あるんですが、やはりそのことをしていく必要
があるというふうな御指摘をさせていただきたい
と思ひます。

続いて、退職手当と退職一時金の較差について
です。

公務員の退職手当と民間企業の退職一時金を比
較しますと、非常に大きな較差がございます。公
務員は約二千七百万円、それに対して民間企業は
千四百万円、千六百六十万円の差がございます。
今回の退職手当の引き下げの後でも、まだ千二百
六十四万円の差が残っております。退職手当と退
職一時金との非常に大きな較差についてどう見て
おられるのか、大臣の御所見をお伺いしたいと思
ひます。

○榊田国務大臣 今、西先生御指摘のとおりであ
りまして、その二つを比べるとまだ較差が存在い
たしております。

ただ、これは民間と公務の間でそこに至った過
去の歴史的な経緯が異なりますので、このよう
なことになるわけですが、まずは、トータルで官
民のバランスをきちっとする。その中で、今御指
摘いただいた割合につきましては、民間の場合も
企業年金から一時金で前払いがもらえるとか、い
ろいろ柔軟な制度もありますから、そういったもの
もいろいろ検討させていただきながら、今後、
あらゆる面において均衡して官民の間のバランス
がとれていくようにさらなる検討が必要ではない
かと考えているところでございます。

○西委員 まさしく大臣御指摘のとおりだと思
うんですが、とりあえず今回はこういう形で決着しま
すが、今後の問題として、この点についてもさら
に調査なり研究を進めて、本格的な官民較差の縮
小ということにぜひとも取り組んでいただきたい
と思ひます。

次に、退職手当と年金の比率についてござい
ます。
法案では、新たに年金払い退職給付ということ
を提案されております。この年金払い退職給付を
創設するに当たって、現在の退職手当と年金の割

合に関してその妥当性について検討したのかどう
か。

政府の資料では、民間企業の退職一時金と企業
年金の合計、公務員の退職手当と年金払い退職給
付の合計、これが同じである、こういうふうになっ
ております。しかし、財政負担の面から見ると、
同じ現在価値であれば、退職手当より年金の方が
財政負担が減少します。なぜなら、年金では運用
利回りが負担軽減になる、こういうことになり
ます。

共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会
議の報告書では、こう述べられております。「将
来的には、民間の退職給付に占める年金と一時金
の割合も見ながら、退職手当の分割支給」、つま
り年金払いですね、「などにより、官の退職給付
における「年金」と「一時金」の比率を見直して
いくことも検討すべきではないか」との意見もあつ
た。こういうふうな付記されております。有識者
会議のこの意見でも見られるように、今後、この
見直しを、先ほどともちよっと関連しますが、検
討されるおつもりかどうか、お伺いしておきたい
と思ひます。

○榊田国務大臣 先ほどの話とかなり関係してお
る話であります。要は、年金の部分と退職手当
の部分の割合をどうするか。先ほど言いましたよ
うに、全体を足しての較差をなくすということ
をまず最優先の第一ステップにしました。職域の部
分がごそつといくので、その分を時間をかけて
やっていくという第一歩で、これも先ほどと同じ
ように、私は、その比率も含めて今後検討をして
いく余地はあるし、官民のバランスというものを
考えると、どうやって統一を図っていくのかとい
う大きな課題について、これは与野党を挙げて取
り組んでいかなければならない問題ではないかと
いうふうに思っております。

今後とも御指導いただきますよう、よろしくお
願ひいたします。

○西委員 最後になりました。積立金の運用につ
いて一言だけ確認をしておきたいと思ひます。

この運用が失敗した場合どうなるのかということと。給付設計はキャッシュバランス方式を採用する、こういうことですので、給付額を下げるというふうになるのではないかと思っておりますが、このことの確認です。

法案では、運用がうまくいかなかった場合は想定していると思いますが、例えばA・I・J問題のような異常な事態が発生して、積立金のかんりの部分が消失してしまうという最悪の場合にはどうなるのか。税で穴埋めすることになるのかどうかの確認を最後にしておきたいと思っております。

○榎本大臣政務官 お答えを申し上げます。

先生御指摘のとおり、運用面については、先ほど申し上げましたような保守的な運用の中で、大きな損失が生ずることはないという前提には立っております。

さらに、先ほどの御指摘のとおり、保険料率上限・五％ということで設定をしておりますので、仮に年金の給付を積立金で賄えなくなる事態が生じた場合には、年金の給付水準を削減することによって対応するというところで、この積み立て不足を税金で穴埋めすることにはならないというふうに承知しております。

○西委員 終わりますが、実は私、今回で引退ということになっておりまして、最後の日に最後の質問をさせていただくということに非常に感謝をいたします。

委員会諸氏の御活躍と、また政府関係者、また院の関係者の皆さんに感謝を申し上げますが、皆さんの御活躍をお祈りして、この話を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○小宮山委員長 次に、塩川鉄也さん。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

今回の法案の審議でありますけれども、大臣は提案理由説明の中で、慎重審議をおっしゃいましたが、慎重審議をしようにも慎重審議しようがないような、この短時間な質疑の実態であります。国家公務員の将来設計に重大な影響を及ぼすような、また若者からも働きがいや奪うような、こう

いう内容を伴う法案を短時間で採決する、一日で一気通貫で行うような乱暴な委員会運営に強く抗議をするものであります。

法案の内容についてお尋ねしますが、最初に確認をいたしますけれども、民主党政権の総人件費二割削減の方針の中には退職手当も含まれているのか、この点を確認いたします。

○大島副大臣 お答えさせていただきます。

今回の退職給付の水準見直しは、官民比較に基づいて較差を解消することを目的としておりますが、国家公務員の人件費二割削減の取り組みの一環としても位置づけられるものと考えております。

○塩川委員 では、二割の中に入ることということで、総人件費二割削減の中には退職手当も含まれるわけでありまして。

岡田副総理も予算委員会の答弁の中で、国家公務員人件費の二割削減目標達成に向けて努力している、公務員給与の七・八割削減を含めて、約五千億円の削減、つまり一割まで来ている、それから、退職金の官民較差四百万円を是正すると五、六百億円の金額になる、このように述べております。

本来、民間と違う公務の特殊性など、さまざまな角度から国家公務員の退職手当のあり方の検討が必要なのに、人事院の調査で官民較差四百万とあるからというだけでさき引き下げる。こんなことになるというの、総人件費二割削減目標を達成するために、あれも削る、これも削る、こういうことが行われて人件費の削減額を上積みしていく、このことに血眼となっていることが反映をしている。

お尋ねしますが、結局、総人件費二割削減方針がある限り、退職手当については最大限削減するという結論しか出てこないということじゃありませんか。

○榎本国務大臣 そういうことではなくて、結果として二割削減の中には入りますけれども、これは官民較差をなくするということが第一義であっ

て、それをしつかりやる。結果として、その二割の中にも入る。要するに、結果として、それによって人件費が減るわけでありまして、それをその中にカウントさせていただくことだと思っております。ですから、第一義は官民の較差の解消であります。

○塩川委員 官民較差解消といいますが、国家公務員の退職手当を決める法律の中で、では、退職手当の決め方について官民較差で行う、こういうことは定めてないわけですよ。

そういう点でも、この議論の中で有識者会議などが行われてきた、それも尊重するという話などもあったわけですが、これも有識者会議の経過を見ても、例えば第一回の有識者会議の座長の取りまとめというのが、いろいろな意見が出たことは議事録にも残る、四百万円という数字を前提にして議論を進めていく。結局、有識者会議の仕切りというの、四百万円削減先にあります、こういう経過だったということは明らかであります。

労働基本権が制約をされている国家公務員の利益変更に当たっては、国会の判断が問われているわけですが、それなのに、短時間の審議、採決などというまともな議論も行わない乱暴なやり方では、国民や国家公務員労働者の理解は得られないということを申し上げなければなりません。

次に、早期退職募集制度についてお尋ねをいたしますが、この早期退職募集制度による募集の目的というのは何でしょうか。

○笹島政府参考人 お答え申し上げます。

今回の法案におきましては、退職手当法に新たに八条の二を置きまして、定年前に退職する意思を有する職員の募集等を行う仕組みを規定しているところでございます。

募集目的の類型としましては、その第一項におきまして二つの類型を示してございます。一つ目は、職員の年齢構成の適正化を図ることを目的とするもの、二つ目は、組織の改廃または官署もしくは事務所の移転を円滑に実施することを目的と

するもの、この二つを規定しているところでございます。

○塩川委員 お尋ねしますが、このような目的を持つ早期退職募集制度ですけれども、総人件費二割削減方針がある限り、例えば、この早期退職募集制度を使って四十五歳以上の退職勧奨を進めるとか、組織の改廃によるリストラを促進するなど、結局、この制度は人件費削減のツールとして使わざるを得ない。総人件費二割削減、大枠で二割削減といういわば大方針がある中で、こういう早期退職募集制度というのが人減らしの道具として使われる、こういうことになっていくのではありませんか。

○榎本国務大臣 まず、結論から申し上げますと、そういうリストラの手段になるとは考えておりません。

公務員でも同じでありますし、民間企業でも同じであります。それぞれの組織の中の人員の年齢構成のバランスというものがなければ、その組織はうまく回らない。やはりそれぞれの年齢によって果たすべき役割、やるべき職務というものがある。いろいろな異なるわけでありまして、全体の最適バランスをどう確保するかという観点もあって、無理やりではなくて希望される方ということに考えておるわけでありまして、これを伝家の宝刀のように使ってリストラをばんばんやるというようなことは全く念頭にございません。

○塩川委員 総人件費二割削減方針があるという点でいえば、この二割をどう削るかという議論になってくる。その際に、片山大臣は人数掛ける単価だという言い方をしていましたけれども、単価という形では退職手当を削る、人数という形でいえば、こういった早期退職募集制度などをつくって人減らしを進めていく、結果として二割削減方針を達成していく、こういうツール、道具として使われることになる。こういうことが、二割削減方針を民主党政権が堅持する限り、出てこざるを得ないのではないのでしょうか。改めてお尋ねしますけれども、この国公退職手

当四百万円の引き下げと早期退職募集制度導入の
大もとは国公人件費二割削減方針があります。
法案とともに、この総人件費二割削減方針を撤回
すべきではありませんか。

○樺床国務大臣 先ほどから申し上げております
ように、まずは官民較差をなくすという目的のた
めに、そして組織の中の年齢バランスをしつかり
と、我々の考えのもとにおけるバランスのとれた
ものにするためという目的でやっているわけで
ありまして、結果として出てきたものがその二割
の中に含まれるかもわかりませんが、二割削減あ
りき、その方針ありきでこういうようなことを
やっているわけではないことはぜひとも御
理解いただきまして、世の中、人間社会、バラ
ンスというのがその時々でいろいろ変化をいたし
ます。一時の適切なバランスがその後の社会の変
動で常に適切なバランスであるとは、これは当然
ないわけでありまして、その時々、社会全体の
バランスというものを考えながら、官民の間のこ
とをしつかり考えていくという視点に立っている
わけでありまして。

○塩川委員 総人件費二割削減方針というのが、
当初のマニフェストの財源というのがどこかに
行ってしまうと、財政健全化の話になってくる、
あるいは消費税増税の地ならしとしての話になっ
てくる。どんな理由が変わっていく。

財政健全化というても、もともと、膨大な財政
赤字というのは、自民党政権からずっと続くよう
な中で、無駄な大型公共事業、あるいは大企業や
富裕層への減税の結果生み出されたものであつ
て、公務員に責任はないわけでありまして。公務員
の人件費は生活費であつて、無駄ではありません。
無駄を削るというのであれば、ハツ場ダムとか外
環道などの大型開発の無駄遣いこそ削るべきであ
ります。

さらには、総人件費二割削減方針というのは、
国民生活を脅かすことになる。例えば、ハンセン
療養所の職員体制、今職員の確保が大変です。
○小宮山委員長 時間が来ておりますので、おま

とめくたさい。

○塩川委員 しかし、人件費二割削減方針の中で
人減らしが進むために、介護の職員を確保できな
くなっている。あるいは、賃下げ、七・八%引き
下げるために、看護師の確保も困難となっている。
ハンセン療養所の入所者の方々の生活を支える職
員が確保できない、そういう大もと、国民生活を
脅かすものになっているというのがこの二割削減
方針だ、これを撤回すべきだ、このことを重ねて
申し上げまして、質問を終わります。

○小宮山委員長 次に、柿澤未途さん。
○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。
この三年間、おかげさまでといいますか、通算
でいうと二百六十回ぐらい国会質問をやらせてい
ただきまして、これがとうとう、いよいよ、つい
に最後になります。来期はこういうことのないよ
うに、当然、当選して戻ってきたいんですけれど
も、みんなの党の勢力をぜひ拡大したいな、こん
なふうに個人的にも思っているところでありま
す。

最後の質問をさせていただきたいと思ひます。
今回の法案、退職手当の四百万円減額なんて胸
を張っているわけですけれども、そもそも官民比
較を全く違うベースに基づいてやっていて、全く
不十分だというふうに思っています。
企業年金一時金を含めた退職手当の官民比較を
行っている、このことはこれまで再三再四指摘
をさせていただいてまいりました。今回の調査で
も、公務員は、退職手当二千七百七万円、職域加
算二百四十三万円、計二千九百五十七万円、民間は、
退職一時金一千四百二十二万円、企業年金一千五百六
万円というところで、四百万円の差だと言われている
んですけれども、しかしこれは、企業年金一時
金を除いて、退職手当、退職一時金だけで比較を
すると、一千九百万円もの驚くべき官民較差と
なっているではありませんか。

官民較差の是正などと言ったのなら、そもそ
も違うベースで比較をして、そしてどっこいどつ
こいだとこれまで言い続けてきた、このような比
較の方法をこの際改めたらどうかと思ひますけれ
ども、御見解をお願いいたします。
○樺床国務大臣 先ほどから、西先生の議論もそ
の話が中心であつたというふうに私は認識してお
りますが、大きく言うと同じ範疇で、大変貴重な
御意見をいただいたというふうに思っております。
さばりながら、その千九百万円ものものを短
期間で一気にはさつとパラダイム転換をするわけ
にもなかなかまいりませんので、しつかり目標を
定めながらこつこつと努力をしていきたいという
ふうに思っております。選挙も同じことだと思ひ
ますので、ともに頑張りたいと思ひます。

○柿澤委員 目標を定めながらこつこつととい
うことなんですけれども、つまり、私が聞いている
のは比較方法の問題なんです。減らす額を幾ら
にするのかという話を聞いているわけではないん
です。

この比較方法をそもそも改めるといふことを大
臣は大臣として今御答弁をされた、こういう御理
解をさせていただいてよろしいでしょうか。

○樺床国務大臣 いやいや、そういうことを申し
上げていくわけではなくて、まず、我々はこの問
題については初めから、企業年金と退職一時金の
足したものと退職手当プラス職域部分、それは今
回変更していきませんが、その二つを足したものを
対象とするという方針には変わりはないと思ひま
す。

○柿澤委員 時間もありますので次の質問に行き
ますけれども、職域加算、これは廃止といいな
がら、やはり上乗せ年金をやるわけですよね。これ
はどういうふうに進んでいくつもりなんですか。
お尋ねしたいと思ひます。

○樺床国務大臣 今のは非常に大きな質問でござ
いまして、もう少しどこかというふうには言っ
ていただかなければ私も何とも言えないん
ですが、ちよつと今の質問の趣旨をもう一度教え
ていただけますか。

○柿澤委員 要するに、職域加算を廃止するかわ
りに、有識者会議の報告書に基づいて、新たな上
乗せ年金、こういう方向に進んでいく、これが皆
さんの考え方ではないかと思うんですけれども、
そうではないんですか。

○樺床国務大臣 今上乗せ年金という表現を使わ
れましたが、私どもは上乗せ年金という考え方に
立っておりません。先ほど橋先生からの御指摘に
もありません。先ほど企業年金と同じ発想で、同
じやり方を目指してやらせていただいております
ので、その割合の問題はあるにしても、上乗せだ
という発想には立っておりません。

○柿澤委員 被用者年金一元化の方をちよつとお
伺ひします。

今度、厚生年金と共済年金、これは積立金の統
合ということになるわけですけれども、これは全
面統合ということではなくて、共済年金の積立金
の一部を統合する、こういう形になっていると思
ひます。残った部分について、共済年金の中で使
っていくというところになるわけで、これはどうい
う理由に基づいてこのようなことをやろうとして
いるのか、お尋ね申し上げたいと思ひます。

○柚木大臣政務官 お答えを申し上げます。
先生のこの間の質疑の問題意識も共有させてい
ただいて、上でお答えをさせていただきたいと思
ひますが、確かに、そのまま全部厚生年金に統
合するというのであれば、いろいろな見方もある
と思っております。今回の具体的な積立金の
仕分けにつきましては、厚生年金も共済年金も賦
課方式を基本とする財政運営を行っております
ので、各制度が保険料で賄うべき一、二階部分、こ
の給付総額の何年分を保有しているかという点に
着目をいたしました。したがって、厚生年金の場
合、四・二年分ということ、拠出をしている部
分にそろえて行かせていただいたということでご
ざいます。

なお、先生の御視点で、補足をさせていただく
とするならば、共済年金に残る積立金、これにつ
きましては、職域部分の過去分、これまでの納め

てきた分、この過去分の給付に充てることにしておきまして、年金払い退職給付、これは上乗せではありません、年金払い退職給付の財源に充てることは考えておりません。

○柿澤委員 職域加算のいわば過去の負債の清算にこの積立金を充てていくんだということなんですけれども、これは、世代バランスでいえば、共済年金の年齢構成の方が厚生年金よりもいびつになつていて、このようなことが指摘をされていきます。つまり、必要になる積立金の割合というか額というのは、厚生年金よりも共済年金の方が高くなる、こういうことになるのではないかと思います。

にもかかわらず、厚生年金と同じ、五年弱の積立金しか統合しないというのは、これは結局、公務員の共済年金の肩がわりを将来民間サラリーマンの厚生年金がさせられる、しかも職域加算の過去分を守りながらそういうことをやっていく、こういうことになつてしまうのではないかと、こういうふうに思ふんですけれども、この点については御答弁いただけますでしょうか。

○榎本大臣政務官 御承知のとおり、公務員の年金の場合、労使という部分でいうと、使の部分が国ということであれば、それは税金から賄われていてという観点からした場合に、先生の今のような御指摘になるのかと思います。

しかし、あくまでも労使という観点から考えた場合には、これはやはり、これまで納めてきた部分について、先ほど申し上げましたように、過去分についてはしっかり充てさせていただきますが、新たな年金払い退職給付には充てることにならないという理解でおりますものですから、その部分は少し認識のそこがあるかもしれません。が、我々としては、民間の部分のスキームを踏まえた対応に今回させていただいていてと認識をしております。

○柿澤委員 これは結果的に、共済年金のこれから多くなつていく給付を厚生年金の積立金で賄う部分が出てくる。要するに、そういうふうな食い込んでいく部分が出てくるということになつてし

まうのではないかと、思ふんです。官民較差の是正とか優遇措置の廃止、こんなふうな美名をおっしゃいながら、結局はまるで逆のことをやっている、こういうことになつてしまつてはいないかというふうにも思ふんです。これが残念ながら現政権の本質なのかな、こういうことを感じさせられる部分もあります。そういう意味では、この三年間の政権の終わりを飾るにふさわしい質問だったかというふうにも思ふんです。

質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○小宮山委員長 次に、吉泉秀男さん。

○吉泉委員 社民党の吉泉秀男です。

まず、質問に入る前に、この委員会の開催について一言申し上げたいと存じます。

この法案は、国家公務員の退職手当を大幅に引き下げる内容のものであり、国家公務員、地方公務員合わせて数百万人の人々の生活設計に重大な影響を与えるものであり、家族も含めて大変深刻なこれからの生活設計のものだ、こういうふうにも思っております。本来であれば、さまざまな角度から十分かつ慎重な審議を行うべきであり、そういう重要な法案だ、こういう認識をしております。ところが、今回、きょうで解散、こういう状況ではあるわけでございますけれども、その中において、たつた一時間、その後、緊急上程をする。話を聞いてみますと、参議院に送付をして、参議院でもたつたの一時、乱暴そのものであるというふうにも思っているところでございます。立法院の一員として、私は、数百万の公務員とその家族に向かつて大変申しわけない、こういう気持ちでいっぱいでございます。賛成にしろ、反対にしろ、しっかりと審議を尽くすべき、こういうふうにも思っております。

そもそも、参議院で問責が可決された内閣が新たに提出した法案を審議する、そういうこと自体もまたおかしいわけでございます。総理はきょうの解散を明言しておるわけでございますけれども、

も、こういう状況の中において、きょうのたつた一時間で締めて上げていく、このことに強く抗議をしながら質問をさせていただきたい、こう思っています。

まず一つは、定年延長について伺いをいたします。

今回の退職手当引き下げは、ことし三月の人事院の見解を受けて法案化されたものでもございす。しかし、昨年の九月には人事院から、定年を六十五歳まで引き上げる、この意見が出されているわけでございます。この定年延長についてどういうふうな考え方をしているのか、まず伺いたいいたします。

○榎床国務大臣 今、吉泉先生の御意見につきまして、大変傾聴に値する御意見をいただいたというふうに思いますが、さまざまな観点から今検討をいたしております。

どういうやり方がいいのかということについて検討はいたしておりますが、現時点では、先ほど申し上げましたように、社会の中の全体像を見ますと、官民のバランスというものを、較差をどう解消するかという前提について、今回の措置、法案を出させていただいたところでありますので、まず第一歩として、さまざまな今回のこの状況の中でのことではあるのかと思ひますが、どうか御理解を賜りまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○吉泉委員 だからこそ、この法案の自身が一体のものとして慎重に審議をする、そういう時間をとらなきゃならない、こういうふうには私は思っているわけでございます。

その中で、八月七日に大島副大臣名義で都道府県さらには指定都市宛てに、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」、この通達が出されているわけでございます。

今地方では、もう十二月議会に向けて準備が始まつているわけでございますし、多くの自治体では既に、早期退職勧奨、こういった部分も含めて来年度の人員計画もつくられてきておるわけだ

し、さらには来春の採用の計画もなされているわけでございます。この法案が成立をし、そして地方にも大きく影響する、こういう状況であるならば、地方の段階において、さらには自治体のところにおいて非常に混乱、そういう部分が出てくるんだろう、こういうふうにも思っております。

そういう意味では、この副大臣の通達、さらには自治体が今どき状況の中でこの法案を成立する、そういった部分が地方に与える影響、このことをどういう認識を持っているのか、お伺いいたします。

○榎床国務大臣 まず、八月七日の副大臣通知であります。これについては、基本的に、退職手当を含めた地方公務員の給与制度については国家公務員の給与制度を基本とすべきものということ、地方自治体においてお願いしているものでございまして、いろいろ今御意見賜りましたが、私どもといたしましては、この法案が成立をいたしましたら、地方公共団体に対して、国の退職手当の問題と同じような方向で対応をお願いしたいということとを申し上げてまいるところであります。

○吉泉委員 八月でございましたから、それ以降の段階で、それぞれ地方のところについては、きょう現在の動きもなっていないという状況の中においては、次年度からなるのかという考え方もある、あつたんだらうというふうにも思っております。それが、今こういう状況でございしますから、混乱、こういう部分が相当出てくる、私はそういうふうにも思っているところでございます。

そうした中において、全体のこれからの労使の交渉、労使の話し合い、こういった部分がまた大変重要になるんだらうというふうには私は思っております。この点についての、早期退職の問題なんかも含めて、今後の労使交渉の考え方、このことについてはどういうふうにも思っているのか、大臣の考え方を伺います。

○榎床国務大臣 地方自治体におかれましては、健全な労使関係の中で、健全な話し合いの中で、健全な結果をお導きいただきたい、このように

思っているところでありまして、そういった観点から、昨日も閣議決定をし、そして国会に提出をさせていただいた法案の趣旨もそういう前提でございます。私は、皆さん方の英知の中で、必ずやすばらしい結果が導き出されるものと確信をいたしております。

○吉泉委員　ひとつよろしくお願いしたいわけでございます。やはり国民的にも理解を得る、さらには、労使間の中での協議、このことについてもきちっと十分時間をかけて、こういう労使にかかわる法案等については、その準備も含めて、時間、配慮を含めてよろしくお願いを申し上げながら、質問を終わらせていただきます。

○小宮山委員長　これで両案に対する質疑は終局いたしました。

○小宮山委員長　これより両案について討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。塩川鉄也さん。

○塩川委員　私は、日本共産党を代表して、国家公務員退職手当法等の改正案及び地方公務員共済組合法等の改正案について、反対の討論を行います。

討論に先立ち、国家公務員の退職金を四百万円以上も引き下げるなど、極めて重大な内容を持つ法案について、まともな審議時間も保障せず、わずか一日のうちに提案理由説明から質疑、採決まで強行し、しかも参議院での採決まで押し通そうという暴挙に強く抗議するものであります。

反対理由の第一は、国家公務員の退職手当削減は、政府が進める公務員給付費の二割削減の対象となっており、本法案は、退職手当の大幅削減を通じてこれを実行するものであるからです。

給与とは違い、国家公務員の退職手当については、民間準拠とは定められていません。その見直しを図るというのであれば、官民比較だけでなく、国家公務員の職務の特性などを含め、さまざまな観

点からの検討が十分に行われることが必要です。ところが、本法案は、人事院の調査結果を唯一の根拠として、この四百二十六万六千円の全額を極めて短期間のうちに引き下げるものとなっているのであります。

反対理由の第二は、新たに導入するとしている早期退職募集制度は、総人件費二割削減方針のもとでは、国家公務員に退職を強要する仕組みになるおそれがあるからであります。

反対理由の第三は、本法案は、公務員優遇批判を背景に、公務員、私学教職員も厚生年金に加入させ、年金数値の違いを無視して、共済年金の給付水準を一方的に引き下げる被用者年金一元化に基づく措置であるからです。

国家公務員の給与を平均七・八%引き下げる給与特例法の強行に続く退職手当の大幅な引き下げは、国家公務員の生活と退職後の保障を大きく脅かし、若者を含めた働きがいと失わせるものであります。

政府は、八月七日の閣議決定で、独立行政法人や地方公務員の退職手当についても、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に際して必要な措置を講ずるよう要請するとしていることも重大であります。こんなことを行なうならば、民間労働者の退職給付の引き下げにもつながり、官民での労働条件悪化の悪循環にさらに拍車をかけることになりません。

以上申し述べ、反対討論とします。

○小宮山委員長　これで討論は終局いたしました。

○小宮山委員長　これより両案について順次採決に入ります。

まず、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小宮山委員長　起立多数。本案は原案のとおり

可決すべきものと決しました。

次に、地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小宮山委員長　起立多数。本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小宮山委員長　御異議なしと認めます。そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長　本日は、これで散会いたします。

午前十一時三十八分散会

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。

第三条第一項中「俸給の」を「退職の日におけるその者の俸給の」に、「以下同じ」を「以下「退職日俸給月額」という」に改め、同条第二項中「以下」の下に「かつ、第八条の二第五項に規定する認定を受けないで」を加え、

「を含む」を「及び傷病によらず、国家公務員法第七十八条第一号から第三号まで（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む）、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十二条第一号から第三号まで又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十一条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」というに、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第四条第一項を次のように改める。
十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二　その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの

三　第八条の二第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限り）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

第四条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

一　一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五

二　十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五

は、一年につき百分の二百
第五条の見出し中「整理退職等」を「二十五年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 二十五年以上勤続し、国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二 国家公務員法第七十八条第四号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、自衛隊法第四十二条第四号又は国会職員法第十一条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者

三 第八条の二第五項に規定する認定（同条第一項第二号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

四 公務上の傷病又は死亡により退職した者
五 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの

六 二十五年以上勤続し、第八条の二第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者
第五条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十
四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

第五条の三の表以外の部分中「第五条第一項」を「第四条第一項第三号及び第五条第一項（第一号を除く。）に、「二十五年以上」を「二十一年以上」に、「同項」を「第四条第一項、第五条第一項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第五条第一項」を「第四条第一項及び第五条第一項」に改め、同表読み替える字句の欄中「一年につき」の下に「当該年数及び」を加え、「百分の二」を「百分の三」に改める。

第六条の三の表読み替える字句の欄中「一年につき」の下に「当該年数及び」を加え、「百分の二」を「百分の三」に改める。
第六条の四第四項第一号中「自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）を「自己都合等退職者」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第二章中第八条の次に次の一条を加える。
（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）
第八条の二 各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長及び特定独立行政法人の長並びにこれらの委任を受けた者をいう。以下この条において同じ。）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
二 組織の改廃又は官署若しくは事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該

組織又は官署若しくは事務所に属する職員を対象として行う募集
各省各庁の長等は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第五項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて政令で定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の職員は、総務省令で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第八項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
一 第二条第二項の規定により職員とみなされる者
二 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
三 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

四 国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠つた場合における処分等政令で定めるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、各省各庁の長等は職員に対しこれらを強制してはならない。
5 各省各庁の長等は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である

旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第二項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、各省各庁の長等は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

一 応募が募集実施要項又は第三項の規定に適合しない場合
二 応募者が応募をした後国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分（第三項第四号の政令で定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たたる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らし当該処分に値することが明らかなものという。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

四 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
6 各省各庁の長等は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨（認定をしないう旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
7 各省各庁の長等が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、総務省令で定め

四 各省各庁の長等は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨（認定をしないう旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
7 各省各庁の長等が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、総務省令で定め

四 各省各庁の長等は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨（認定をしないう旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
7 各省各庁の長等が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、総務省令で定め

四 各省各庁の長等は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨（認定をしないう旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
7 各省各庁の長等が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、総務省令で定め

四 各省各庁の長等は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨（認定をしないう旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
7 各省各庁の長等が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、総務省令で定め

四 各省各庁の長等は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨（認定をしないう旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
7 各省各庁の長等が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、総務省令で定め

るところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

一 第十二条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第十九条第一項又は第二項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。

三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前二号に掲げるものを除く。）。

四 国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第三項第四号の政令で定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

五 第三項の規定により応募を取り下げたとき。

9 各省各庁の長等は、この条の規定による募集及び認定について、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、募集実施要項（第五項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。次項において同じ。）を送付するとともに、認定を受けた応募者の数を報告しなければならない。

10 総務大臣は、毎年度、前項の規定により送付を受けた募集実施要項及び同項の規定により報告を受けた認定を受けた応募者の数を取りまとめ、公表するものとする。

第十一条第二号イ中（昭和二十二年法律第八十五号）を削り、同号ホ中（昭和二十六年法律第二百九十九号）を削る。

第十四条第一項第二号中（昭和二十九年法律第六十五号）を削る。

附則第二十一項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退

職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十一項」とする。

附則第二十二項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を、同項又は第五條の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

（国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、退職手当法第四條若しくは第五條又は国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第七十四号）附則第二項」を「第三条から第五條まで」に改め、「二十年以上」、「（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満）」、「退職手当法第三條から第五條の三まで及び法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定にかかわらず」及び「及び法律第六十四号附則第四項」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第六項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「退職手当法第三條第一項及び第五條の二並びに法律第六十四号附則第三項又は附則第四項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前

項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は退職手当法第五條の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第七項中「退職手当法第五條から第五條の三まで及び法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定にかかわらず」を削る。

（国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「退職手当の額が、新法第二條の四」を「額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡

によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧法第五條の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧法附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額」にそれぞれ百分の八十七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したもの）を除く。）にあつては、百分の八十七を乗じて得た額が、国家公務員退職手当法第二條の四」に改め、「附則第九條の規定による改正後の」、「附則第十條の規定による改正後の」及び「附則第十一條の規定による改正後の」を削る。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第五条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十條」を「第三十八條」に、「第四十一條」第五十條」を「第三十九條」第四十九條」に、「第五十一條」第五十三條の八」を「第五十條」第五十三條」に、「第三節 長期

第三節 長期給付

第一款 通則（第七十二條）

第二款 厚生年金保険給付（第七十三條）

第三款 退職等年金給付

第一目 通則（第七十四條—第七十五條の十）

第二目 退職年金（第七十六條—第八十二條）

第三目 公務障害年金（第八十三條—第八十八條）

第四目 公務遺族年金（第八十九條—第九十三條）

4 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

第三号第三項中「第五十一条第一項各号」を「第五十条第一項各号」に改め、「第七十二条第一項に規定する」を削り、同条第五項中「第五十二条」を「第五十一条」に改める。

第六号第一項第六号中「事項」の下に「(第二十四号第一項第八号に掲げる事項を除く。)」を加える。

第二十一条第二項第一号中「長期給付(第七十二条第一項に規定する長期給付をいう。以下同じ。)」を「厚生年金保険給付」に改め、「基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出」の下に「(第百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。以下この号及び第九十九条第三項において同じ。)」を、「第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ」の下に「(同法第百十六条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。以下この号において同じ。)」を加え、同号イ中「長期給付」を「厚生年金保険給付」に改め、同号ロ中「長期給付に要する費用」を削り、「その他の」を「その他」に改め、「をいう。」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ 厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に充てるべき積立金(以下「厚生年金保険給付積立金」という。)の積立て

第二十一条第二項第一号二中「積立金及び長期給付」を「厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 退職等年金給付の事業に関する業務(第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出(第百二条の三第一項第四号に掲げる場

合に行われるものに限る。以下この号において同じ。及び地方公務員等共済組合法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ(同法第百十六条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。以下この号において同じ。を含む。)のうち次に掲げるもの

イ 退職等年金給付の決定及び支払
ロ 退職等年金給付に要する費用(第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用その他政令で定める費用を含む。)の計算

ハ 退職等年金給付(第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出を含む。)に充てるべき積立金(以下「退職等年金給付積立金」という。)の積立て

二 退職等年金給付積立金及び退職等年金給付の支払上の余裕金の管理及び運用
ホ 第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ

ヘ その他財務省令で定める業務
第二十一条第三項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第二十四条第一項第六号中「長期給付」を「厚生年金保険給付」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 退職等年金給付の決定及び支払に関する事項

第二十四条第一項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 第七十五条第一項に規定する付与率及び同条第三項に規定する基準利率、第七十八条第一項に規定する終身年金現価率、第七十九条第一項に規定する有期年金現価率並びに退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に

関する事項
第二十四条第三項中「第一項第八号」の下に「及び第九号」を加える。

第三十五条の二の見出し中「長期給付に充てるべき」を削り、同条中「長期給付(厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出を含む。)に充てるべき積立金」を「厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金として厚生年金保険給付積立金を積み立てるとともに、退職等年金給付積立金」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(退職等年金給付積立金の管理運用の方針)
第三十五条の三 連合会は、その管理する退職等年金給付積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、管理及び運用の方針(以下この条において「退職等年金給付積立金管理運用の方針」という。)を定めなければならない。

2 退職等年金給付積立金管理運用の方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 退職等年金給付積立金の管理及び運用の基本的な方針

二 退職等年金給付積立金の管理及び運用に關し遵守すべき事項
三 退職等年金給付積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

四 その他退職等年金給付積立金の管理及び運用に關し必要な事項
3 連合会は、退職等年金給付積立金管理運用の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を得なければならない。

4 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

5 連合会は、退職等年金給付積立金管理運用の方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 連合会は、退職等年金給付積立金管理運用の方針に従つて退職等年金給付積立金の管理及び運用を行わなければならない。

(退職等年金給付積立金の管理及び運用の状況に関する業務概況書)

第三十五条の四 連合会は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における退職等年金給付積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の財務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、財務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(政令への委任)

第三十五条の五 前二条に定めるもののほか、退職等年金給付積立金の運用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十九条及び第四十条を削る。

第四十一条第一項中「を受ける権利は、」を「及び退職等年金給付を受ける権利は」に改め、「有する者」の下に「(以下「受給権者」という。)」を加え、「組合が決定する」を「組合(退職等年金給付にあつては、連合会。次項、第四十六条第一項、第四十七条、第九十五条及び第百十三条において同じ。)が決定し、厚生年金保険給付を受ける権利は厚生年金保険法第三十三条の規定によりその権利を有する者の請求に基づいて連合会が裁定する」に改め、同条第二項中「短期給付」の下に「又は退職等年金給付」を加え、同条第三項を削り、第四章第一節中同条を第三十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(標準報酬)
第四十条 標準報酬の等級及び月額、組合員の報酬月額に基づき次の区分(第三項又は第四項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額(当該金額

に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、

これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報 酬 月 額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未満
第一級	一八〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円未満
第二二級	三八〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円未満

第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	

2 短期給付等事務（短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表中

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
------	----------	------------

とあるのは、

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円
第三一級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円
第三二級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円
第三三級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円
第三四級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円
第三五級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円
第三六級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円
第三七級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円
第三八級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円
第三九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円

以上	六三五、〇〇〇円未満
以上	六六五、〇〇〇円未満
以上	六九五、〇〇〇円未満
以上	七三〇、〇〇〇円未満
以上	七七〇、〇〇〇円未満
以上	八一〇、〇〇〇円未満

以上	八五五、〇〇〇円未満	とする。
以上	九〇五、〇〇〇円未満	
以上	九五五、〇〇〇円未満	
以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満	
以上	一、〇五五、〇〇〇円未満	
以上	一、一一五、〇〇〇円未満	
以上	一、一七五、〇〇〇円未満	
以上		

- 3 短期給付等事務に関する前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうち最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうち最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。
- 4 退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する第一項の規定による標準報酬の区分については、厚生年金保険法第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうち最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうち最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。
- 5 組合は、毎年七月一日において、現に組合

- 員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。
- 6 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。
- 7 第五項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第十項又は第十二項及び第十三項若しくは第十四項及び第十五項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。
- 8 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。
- 9 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日（六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者につい

- ては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
- 10 組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、財務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。
- 11 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
- 12 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会議員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第一百一十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合

- において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十四項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。
- 13 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
- 14 組合は、産前産後休業（出産の日（出産の日が産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。
- 15 前項の規定によつて改定された標準報酬

は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

16 組合員の報酬月額が第五項、第八項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第五項、第八項、第十二項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

（標準期末手当等の額の決定）

第四十一条 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 短期給付等事務に関する前項の規定の適用については、同項後段中「標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円」とあるのは、「組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円（前条第三項の規定による標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零」とする。

3 前条第四項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合における退職等年金給付

の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する標準期末手当等の額については、第一項後段中「百五十万円」とあるのは、「百五十万円（前条第四項の規定による標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）とする。

4 前条第十六項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

第四十二条から第四十六条までを次のように改める。

（遺族の順位）

第四十二条 給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

- 一 配偶者及び子
- 二 父母
- 三 孫
- 四 祖父母

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 第一項の規定にかかわらず、父母は配偶者又は子が、孫は配偶者、子又は父母が、祖父母は配偶者、子、父母又は孫が給付を受けるべき権利を有することとなつたときは、それぞれ当該給付を受けることができる遺族としない。

4 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前三項の規定は、その生じた日から適用する。

（同順位者が二人以上ある場合の給付）

第四十三条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第四十四条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていたもの（次条第二項において「親族」という。）に支給する。

2 前項の場合において、死亡した者が公務遺族年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていた組合員又は組合員であつた者の子であつて、その者の死亡によつて公務遺族年金の支給の停止が解除されたものは、同項に規定する子とみなす。

3 第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、政令で定める。

4 第一項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に對してしたものとみなす。

（給付金からの控除）

第四十五条 組合員が第一百一条第三項の規定により第百条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金（家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が第百一条第三項の規定により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

2 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその者の親族（前条第二項の規定により同条第一項に規定する子とみなされる者を含む。）に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控

除する。

（不正受給者からの費用の徴収等）

第四十六条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該指定訪問看護事業者若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

第四十七条から第五十条までを削る。

（損害賠償の請求権）

第四十七条 組合は、給付事由（第七十条又は第七十一条の規定による給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた給付の価額

の限度で、受給権者（当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

（給付を受ける権利の保護）

第四十八条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第四十九条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない。

第四章第二節第一款中第五十一条を第五十条とし、第五十二条を第五十一条とする。

第五十二条の二及び第五十二条の三を削る。
第五十二条の四中「第五十一条及び第五十二条」を「前二条」に、「第五十二条の二第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十三条の二から第五十三条の八までを削る。

第七十条第二項から第四項までを削る。
第七十一条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第四章第三節中第七十二条の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第七十二条に見出しとして「（長期給付の種類

等）を付し、同条第一項を次のように改める。

この法律における長期給付は、厚生年金保険給付及び退職等年金給付とする。

第七十三条から第九十三条までを削る。

第四章第三節中第七十二条の次に次の二款を加える。

第二款 厚生年金保険給付

（厚生年金保険給付の種類等）

第七十三条 この法律における厚生年金保険給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）とする。

- 一 老齢厚生年金
- 二 障害厚生年金及び障害手当金
- 三 遺族厚生年金

2 第一節（第三十九条第一項及び第四十五条を除く。）及び次節（第九十六条を除く。）並びに第八章（第一百六条、第一百七条の二、第二百二十四条の二から第二百二十六条の三まで及び第二百二十六条の六から第二百二十七条までを除く。）の規定は、厚生年金保険給付については、適用しない。

第三款 退職等年金給付

第一目 通則

（退職等年金給付の種類）

第七十四条 この法律による退職等年金給付は、次に掲げる給付とする。

- 一 退職年金
- 二 公務障害年金
- 三 公務遺族年金

（給付算定基礎額）

第七十五条 退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付の額の算定の基礎となるべき額（以下「給付算定基礎額」という。）は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に当該各月において適用される付与率を乗じて得た額に当該各月から

当該給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額の総額とする。

2 前項に規定する付与率は、退職等年金給付が組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることその他政令で定める事情を勘案して、連合会の定款で定める。

3 第一項に規定する利子は、掛金の払込みがあつた月から退職等年金給付の給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。

4 各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される前項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）は、毎年九月三十日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して、連合会の定款で定める。

5 前各項に定めるもののほか、給付算定基礎額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。

（退職等年金給付の支給期間及び支給期月）

第七十五条の二 退職等年金給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2 退職等年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 退職等年金給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4 退職等年金給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月において、それぞれの

前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例）

第七十五条の三 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた組合員又は組合員であつた者が、組合（組合員であつた者にあつては、連合会）に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日（財務省令で定める事由が生じた場合にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬の月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月（当該月において組合員でない場合にあつては、当該月前一年以内における組合員であつた月のうち直近の月。以下この条において「基準月」という。）の標準報酬の月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額。以下この項において「従前標準報酬の月額」という。）を下回る月（当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。）について、従前標準報酬の月額を当該下回る月の標準報酬の月額とみなして、第七十五条第一項の規定を適用する。

一 当該子が三歳に達したとき。

二 当該組合員若しくは当該組合員であつた者が死亡したとき、又は当該組合員が退職したとき。

三 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなつたときその他これに

準するものとして財務省令で定めるものが生じたとき。

四 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこととなつたとき。

五 当該組合員が第百条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。

六 当該組合員が第百条の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。

2 前項の規定による給付算定基礎額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第六号の規定に該当した組合員（同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が基準月の標準報酬の月額とみなされている場合を除く。）に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされる場合にあつては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬の月額」とする。

（併給の調整）

第七十五条の四 次の各号に掲げる退職等年金給付（第七十九条の二第三項前段、第七十九条の三第二項前段若しくは第三項又は第七十九条の四第一項に規定する一時金を除く。以下この条において同じ。）の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。

一 退職年金 公務障害年金を受けることができるとき。

二 公務障害年金 退職年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

三 公務遺族年金 公務障害年金を受けるこ

とができるとき。

2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた退職等年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 現にその支給が行われている退職等年金給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該退職等年金給付に係る前項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該退職等年金給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

4 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合には、当該申請に係る退職等年金給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は行わない。ただし、その者に係る他の退職等年金給付について、第二項の申請があつたとき（次項の規定により当該申請が撤回された場合を除く。）は、この限りでない。

5 第二項の申請は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

（受給権者の申出による支給停止）

第七十五条の五 退職等年金給付（この法律の他の規定により支給を停止されているものを除く。）は、その受給権者の申出により、その支給を停止する。

2 前項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

3 第一項の規定による支給停止の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（年金の支払の調整）

第七十五条の六 退職等年金給付（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者が他の退職等年金給付（以下この項において「甲

年金」という。）を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に對して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 退職等年金給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として退職等年金給付が支払われたときは、その支払われた退職等年金給付は、その後支払うべき退職等年金給付の内払とみなすことができる。退職等年金給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の退職等年金給付が支払われた場合における当該退職等年金給付の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

3 第七十九条の二第三項前段又は第七十九条の三第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、公務障害年金の支給を受けるときは、その支払われた一時金は、その後支払うべき公務障害年金の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額の限度において、当該支給期月において支払うべき公務障害年金の内払とみなす。

第七十五条の七 退職等年金給付の受給権者が死亡したためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該退職等年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき退職等年金給付があるときは、財務省令で定めるところにより、当該退職等年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

（死亡の推定）

第七十五条の八 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間分らない場合又はこれらの者の死亡の時期が分らない場合には、公務遺族年金又はその他の退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間分らない場合又はこれらの者の死亡の時期が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合にも、同様とする。

（年金受給者の書類の提出等）

第七十五条の九 連合会は、退職等年金給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の異動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 連合会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、退職等年金給付の支払を差し止めることができる。

（政令への委任）

第七十五条の十 この款に定めるもののほか、退職等年金給付の額の計算及びその支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二目 退職年金

(退職年金の種類)

第七十六条 退職年金は、支給期間を終身とするもの(以下「終身退職年金」という。)及び支給期間を二十四月とするもの(以下「有期退職年金」という。)とする。

2 有期退職年金の受給権者が連合会に当該有期退職年金の支給期間の短縮の申出をしたときは、当該有期退職年金の支給期間は二十四月とする。

3 前項の申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に、退職年金の支給の請求と同時にしなければならない。

(退職年金の受給権者)

第七十七条 一年以上の引き続き組合員期間を有する者が退職した後に六十五歳に達したとき(その者が組合員である場合を除く。)、又は六十五歳に達した日以後に退職したときは、その者に退職年金を支給する。

2 第八十二条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失つた者が前項に規定する場合に該当するに至つたときは、同条第二項の規定にかかわらず、その者に有期退職年金を支給する。この場合において、当該失つた権利に係る組合員期間は、この項の規定により支給する有期退職年金の額の計算については、組合員期間に含まれないものとするほか、当該有期退職年金の額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(終身退職年金の額)

第七十八条 終身退職年金の額は、終身退職年金の額の算定の基礎となるべき額(以下「終身退職年金算定基礎額」という。)を、受給権者の年齢に応じた終身年金現価率で除して得た金額とする。

2 終身退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における終身退職年金算定基礎額は、

給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。

3 終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年(終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の給付事由が生じた日からその日の属する年の九月三十日(終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の九月三十日)までの間においては終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年の前年の三月三十一日(終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日)における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年(終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては当該各年の三月三十一日における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。

5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する終身年金現価率(第八十四条第一項及び第九十条第一項において「終身年金現価率」という。)は、毎年九月三十日までに、基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年

金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、連合会の定款で定める。

6 前各項に定めるもののほか、終身退職年金の額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(有期退職年金の額)

第七十九条 有期退職年金の額は、有期退職年金の額の算定の基礎となるべき額(以下「有期退職年金算定基礎額」という。)を、支給残月数に応じた有期年金現価率で除して得た金額とする。

2 有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。

3 有期退職年金の給付事由が生じた日の属する年(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職年金の額にその年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項に規定する支給残月数(次項において「支給残月数」という。)は、有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間においては二十四月(第七十六条第二項の申出があつた場合は二十四月。以下この項、

第七十九条の四第一項第二号及び第八十一条第四項において同じ。)とし、同日以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては二十四月から当該給付事由が生じた日の属する月の翌月から当該各年の九月までの月数を控除した月数とする。

5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する有期年金現価率(第七十九条の四第一項第二号及び第八十一条第四項において「有期年金現価率」という。)は、毎年九月三十日までに、基準利率その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、連合会の定款で定める。

6 前各項に定めるもののほか、有期退職年金の額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(有期退職年金に代わる一時金)

第七十九条の二 有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に、一時金の支給を連合会に請求することができる。

2 前項の請求は、退職年金の支給の請求と同時にしなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に給付事由が生じた日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第七十七条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。

4 前項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定(第七十七条、前条及び第八十二条第二項を除く。)を適用する。

(整理退職の場合の一時金)

第七十九条の三 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条第一項第二号に掲げる者(一年以上の引き続き組合員期間を有する者であつて、六十五歳未満であ

るものに限る。は、同号の退職をした日から六月以内に、一時金の支給を連合会に請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に同項に規定する退職をした日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額の一時金を支給する。この場合において、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項第二号の退職をした日」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「同号の退職をした日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第二項に規定する退職をした日」とする。

3 第一項の請求をした者が、他の退職に係る同項の請求（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに基づく請求を含む。）をした者であるときは、前項の規定にかかわらず、その者に同項の規定の例により算定した金額から当該他の退職に関する同項の規定（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものを含む。）により支給すべき一時金の額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の一時金を支給する。

4 前二項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第七十七条、第七十九条及び第八十二条第二項を除く。）を適用する。

5 連合会は、第二項又は第三項の規定による一時金の支給の決定を行うため必要があると認めるときは、当該支給の請求をした者が当該請求に係る退職をした時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者又はその委任を受けた者に対し、当該退職に関して必要な資料の提供を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、第二項又は第三項の規定による一時金の支給に関し必要な

事項は、政令で定める。
（遺族に対する一時金）

第七十九条の四 一年以上の引き続く組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合
その者が死亡した日における給付算定基礎額（組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額）の二分の一に相当する金額（当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）

二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。）
その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額

三 その者が退職年金の受給権者であり、かつ、組合員である場合
その者が死亡した日において退職をしたものとした場合における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項第一号に規定する給付算定基礎額に係る第七十五条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「一年以上の引き続く組合員期間を有する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」と、同条

第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」とする。

3 第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務遺族年金を受けることができるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と公務遺族年金のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。

4 第一項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第七十七条、第七十九条及び第八十二条第二項を除く。）を適用する。

（支給の繰下げ）
第八十条 退職年金の受給権者であつて当該退職年金を請求していないものは、その者が七十歳に達する日の前日までに、連合会に当該退職年金の支給の繰下げの申出をすることができ。

2 前項の申出をした者に対する退職年金は、第七十五条の二第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

3 第一項の申出があつた場合における第七十五条から前条までの規定の適用については、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十条第一項の申出をした日」と、「給付事由が生じた日」とあるのは「申出をした日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十条第一項の申出をした日」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前三項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰下げについて必要な事項は、政令で定める。

（組合員である間の退職年金の支給の停止等）
第八十一条 終身退職年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、終身退職年

金の支給を停止する。

2 前項の規定により終身退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合における当該退職をした日からその年の九月三十日（当該退職をした日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における終身退職年金算定基礎額は、第七十八条第三項の規定にかかわらず、最後に組合員となつた日（以下この条において「最終資格取得日」という。）の前日における終身退職年金算定基礎額に最終資格取得日の属する月から当該退職をした日の前日の属する月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額及び当該退職をした日を給付事由が生じた日と、組合員期間から最終資格取得日前の組合員期間とみなして第七十八条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

3 有期退職年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、有期退職年金は支給しない。

4 前項の規定により有期退職年金の支給を受けないこととされている者が退職をした場合における当該退職をした日からその年の九月三十日（当該退職をした日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における有期退職年金算定基礎額は、第七十九条第三項の規定にかかわらず、最終資格取得日の前日における有期退職年金の額に同日における二百四十月から最終資格取得日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に最終資格取得日の属する月から当該退職をした日の前日の属する月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額及び当該退職をした日を給付事由が生じた日と、組合員期間から最終資格取得日前の組合員期間を除いた期間を組合員期間とみなして同条第二項

の規定の例により計算した額の合計額とする。

5 前項に規定する退職をした場合における第七十九条から前条までの規定の適用については、第七十九条第四項中「有期退職年金の給付事由が生じた日から」とあるのは「第八十一条第四項に規定する退職をした日（以下この項において「最終退職日」という。）から」と、有期退職年金の給付事由が生じた日が」とあるのは「最終退職日」と、同日」とあるのは「から有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月から最後に組合員となつた日（以下この項において「最終資格取得日」という。）の属する月までの月数を控除した月数とし、最終退職日の属する年の九月三十日（最終退職日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）と」とする」とあるのは「に最終資格取得日の属する月の翌月から最終退職日の属する月までの月数を加えた月数とする」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第二項及び第四項に規定する利子は、最終資格取得日の属する月から退職をした日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。

7 前条第一項の申出をした者に対する第四項の規定の適用については、同項中「給付事由が生じた日の」とあるのは、「前条第一項の申出をした日の」とする。

8 前各項に定めるもののほか、終身退職年金算定基礎額及び有期退職年金算定基礎額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。

（退職年金の失権）

第八十二条 退職年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

2 有期退職年金を受ける権利は、前項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当

することとなつたときは、消滅する。
一 第七十六条第一項又は第二項に規定する支給期間が終了したとき。

二 第七十九条の二第一項又は第七十九条の三第一項の規定により一時金の支給を請求したとき。

第三目 公務障害年金

（公務障害年金の受給権者）

第八十三条 公務により病気になる者、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病（以下「公務傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその公務傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。）において、その公務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に公務障害年金を支給する。

2 公務により病気になる者、又は負傷した者で、その公務傷病の初診日において組合員であつた者のうち、障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態になつた者が、障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その公務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に前項の公務障害年金の支給を請求することができる。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の公務障害年金を支給する。

4 公務により病気になる者、又は負傷した者で、その公務傷病の初診日において組合員であつた者のうち、その公務傷病（以下この項において「基準公務傷病」という。）以外の公務傷病（以下この項において「その他公務傷

病」という。）により障害の状態にある者が、基準公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準公務傷病による障害（以下この項において「基準公務障害」という。）とその他公務傷病による障害とを併合して障害等級の二級又は二級に該当する程度の障害の状態になつたとき（基準公務傷病の初診日が、その他公務傷病（その他公務傷病が二以上ある場合は、全てのその他公務傷病）に係る初診日以後であるときに限る。）は、その者に基準公務障害とその他公務傷病による障害とを併合した障害の程度による公務障害年金を支給する。

5 前項の公務障害年金の支給は、第七十五条の二第一項の規定にかかわらず、当該公務障害年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

（公務障害年金の額）

第八十四条 公務障害年金の額は、公務障害年金の額の算定の基礎となるべき額（次項において「公務障害年金算定基礎額」という。）を、組合員又は組合員であつた者の公務障害年金の給付事由が生じた日における年齢（その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳）に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。

2 公務障害年金算定基礎額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 給付算定基礎額に五・三三四（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、八・〇〇二）を乗じて得た額を組合員期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た額

二 給付算定基礎額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、給付算定基礎額に一・二五を乗じて得た額）を組合員期間の月数で除して得た額に組合員期間の月数（組合員期間の月数が三百月以下であるときは、三百月）から三百月を控除し

た月数を乗じて得た額

3 第一項に規定する者が退職年金の受給権者である場合における前項の規定の適用については、同項各号中「給付算定基礎額」とあるのは、「公務障害年金の給付事由が生じた日におけるその者の終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額）に二を乗じて得た額」とする。

4 第一項に規定する組合員又は組合員であつた者の年齢については、第七十八条第四項の規定を準用する。

5 第一項に規定する調整率は、各年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における改定率で除して得た率とする。

6 公務障害年金の額が、その受給権者の公務傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該公務障害年金の額とする。

一 障害等級一級 四百五十万二千六百元

二 障害等級二級 二百五十六万四千八百円

三 障害等級三級 二百三十二万六百元

7 前項に規定する厚生年金相当額は、公務障害年金の受給権者が受ける権利を有する厚生年金保険法による障害厚生年金の額（同法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による老齢厚生年金の額、同

法による遺族厚生年金の額（同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものの額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。

8 前各項に定めるもののほか、公務障害年金の額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。

（障害の程度が変わつた場合の公務障害年金の額の改定）

第八十五条 公務障害年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後に於ける障害の程度に応じて、その公務障害年金の額を改定する。

2 公務障害年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く）の受給権者であつて、後発公務傷病（公務傷病であつて当該公務障害年金の給付事由となつた障害に係る公務傷病の初診日後に初診日があるものをいう。以下この項及び第八十七条第二項ただし書において同じ。）の初診日において組合員であつたものが、当該後発公務傷病により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び第八十七条第二項ただし書において「その他公務障害」という。）の状態にあり、かつ、当該後発公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間に於いて、当該公務障害年金の給付事由となつた障害とその他公務障害（その他公務障害が二以上ある場合は、全てのその他公務

障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該公務障害年金の給付事由となつた障害の程度より増進した場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後に於ける障害の程度に応じて、その公務障害年金の額を改定する。

3 第一項の規定は、公務障害年金（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）の受給権者（当該公務障害年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。）であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

（二以上の障害がある場合の取扱い）

第八十六条 公務障害年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この条において同じ。）の受給権者に対して更に公務障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十三条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 公務障害年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による公務障害年金を受ける権利を取得したときは、従前の公務障害年金を受ける権利は、消滅する。

3 第一項の規定による公務障害年金の額が前項の規定により消滅した公務障害年金の額に満たないときは、第八十四条第一項の規定にかかわらず、従前の公務障害年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による公務障害年金の額とする。

（組合員である間の公務障害年金の支給の停止等）

第八十七条 公務障害年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、公務障害年金の支給を停止する。

2 公務障害年金の受給権者の障害の程度が障

害等級に該当しなくなつたときは、その該当しない間、公務障害年金の支給を停止する。ただし、その支給を停止された公務障害年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の受給権者が後発公務傷病の初診日において組合員であつた場合であつて、当該後発公務傷病によりその他公務障害の状態にあり、かつ、当該後発公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間に於いて、当該公務障害年金の給付事由となつた障害とその他公務障害（その他公務障害が二以上ある場合は、全てのその他公務障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

（公務障害年金の失権）

第八十八条 公務障害年金を受ける権利は、第八十六条第二項の規定によつて消滅するほか、公務障害年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

第四目 公務遺族年金

（公務遺族年金の受給権者）

第八十九条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者

の遺族に公務遺族年金を支給する。

一 組合員が、公務傷病により死亡したとき（公務により行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされたときを含む。）。

二 組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日がある公務傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日に死亡したとき。

三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある公務障害年金の受給権者が当該公務障害年金の給付事由となつた公務傷病により死亡したとき。

2 一年以上の引き続く組合員期間を有し、かつ、国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間、同条第二項に規定する保険料免除期間及び同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者が、公務傷病により死亡したときの前項の規定の適用については、同項第二号中「当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した」とあるのは「死亡した」と、同項第三号中「の一級又は二級に該当する」とあるのは「に該当する」とする。

（公務遺族年金の額）

第九十条 公務遺族年金の額は、公務遺族年金の額の算定の基礎となるべき額（次項において「公務遺族年金算定基礎額」という。）を、組合員又は組合員であつた者の死亡の日における年齢（その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳）に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。

2 公務遺族年金算定基礎額は、給付算定基礎額に二・二五を乗じて得た額（組合員期間の月数が三百月未満であるときは、当該乗じて得た額を組合員期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た額）とする。

3 第一項に規定する者が退職年金の受給権者

である場合における前項の規定の適用については、同項中「給付算定基礎額」とあるのは、「死亡した日におけるその者の終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額）に二を乗じて得た額」とする。

4 第一項に規定する組合員又は組合員であつた者の年齢については、第七十八条第四項の規定を準用する。

5 第一項に規定する調整率は、各年度における改定率を公務遺族年金の給付事由が生じた日の属する年度における改定率で除して得た率とする。

6 第一項の規定による公務遺族年金の額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該公務遺族年金の額とする。

7 前項に規定する厚生年金相当額は、公務遺族年金の受給権者が受ける権利を有する厚生年金保険法による遺族厚生年金の額（同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による老齢厚生年金の額、同法による障害厚生年金の額（同法第四十七条第一項ただし書の規定により障害厚生年金を受ける権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものの額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。

8 前各項に定めるもののほか、公務遺族年金の額の計算に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（公務遺族年金の支給の停止）
第九十一条 夫、父母又は祖父母に対する公務遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、夫に対する公務遺族年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 子に対する公務遺族年金は、配偶者が公務遺族年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する公務遺族年金が第七十五条の五第一項、前項本文、次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 配偶者に対する公務遺族年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する公務遺族年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、配偶者に支給する。

5 第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、子に支給する。

第九十二条 公務遺族年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の申請により、その所在不明である間、当該受給権者の受けるべき公務遺族年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に支給する。

（公務遺族年金の失権）

第九十三条 公務遺族年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ 公務遺族年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき 当該公務遺族年金の受給権を取得した日
ロ 公務遺族年金と当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

2 公務遺族年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある

子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。

三 子又は孫が、二十歳に達したとき。
第九十四条から第九十七条までを次のように改める。

（給付の制限）

第九十四条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、障害、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病氣、負傷、障害、死亡又は災害に係る給付は、行わない。

2 公務遺族年金である給付又は第四十四条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項及び第一百十一条第三項において「遺族給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたことにより、病氣、負傷、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病氣若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病氣、負傷、障害又は死亡に係る給付の全部又は一部を行わず、また、当該障害については、第八十五条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして同項の規

定による公務障害年金の額の改定を行うことができる。

第九十五条 組合がこの法律に基づく給付の支給に必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第九十六条 第一百一条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る給付の一部を行わないことができる。

第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条第一項又は第二項の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。

2 公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、公務遺族年金の一部を支給しないことができる。

しないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

4 連合会は、第一項の規定により退職手当支給制限等処分を受けたことを理由として退職年金又は公務障害年金の支給の制限を行うため必要があると認めるときは、国家公務員退職手当法第十一條第二号に規定する退職手当管理機関又はこれに相当する機関に対し、当該退職手当支給制限等処分に関して必要な資料の提供を求めることができる。

第九十九条第一項を次のように改める。
組合の給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第四項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含む。第四項（同項第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第二号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

三 退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含む。次項第三号において同じ。）については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる同号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額（第二百二条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。）と地方公務員等共済組合法第百三十三条第一項第三号に規定する地方の積立基準額（第二百二条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。）との合計額と、退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金（同法第二十四条の二（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する退職等年金給付組合積立金及び同法第三十八条の八の二第一項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。第二百二条の三第一項第四号において同じ。）の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるようにすること。

第九十九条第二項第一号中「（次号に掲げるものを除く。）」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
第九十九条第三項中「組合の長期給付」を「厚生年金保険給付」に、「基礎年金拠出金の納付」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付」

並びに第二百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出」に、「及び長期給付（基礎年金拠出金）を」といい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第二百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合における第二百二条の二に規定する財政調整拠出金）に改める。

第九十九条第二項ただし書中「ただし」の下に、「第九十九条第二項第三号に規定する掛金（以下「退職等年金分掛金」という。）にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は地方の組合の組合員の資格を取得したときを」ときは、」の下に「それぞれ」を、「月の」の下に「退職等年金分掛金又は」を加え、同条第三項中「組合の」を「組合（退職等年金分掛金に係るものにあつては、連合会）」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 退職等年金分掛金に係る前項の割合については、第七十五条第一項に規定する付与率を基礎として、公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況その他政令で定める事情を勘案して、千分の七・五を超えない範囲で定めるものとする。

第一百一条第四項中「のうち」の下に「退職等年金分掛金及び」を加え、同条第五項中「当該掛金等のうち」の下に「退職等年金分掛金及び」を加える。

第二百二条第四項中「第九十九条第二項第三号」の下に「及び第四号」を加え、「費用及び」を「費用並びに」に改める。

第二百二条の二中「組合の長期給付に要する費用（厚生年金拠出金）を「厚生年金保険給付費（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金）」に、」その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号を「その他政令で定める費用をいう。次条第一項第一号」に、「第七十四条に規定する長期給付（以下この条において「地方の組合の

長期給付」という。)に要する費用(厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。)(を「第百十六条の二に規定する厚生年金保険給付費」に改め、「長期給付と地方の組合の」の下に「同法第七十四条に規定する」を加える。

第百二条の三第一項第一号中「組合の長期給付に要する費用」を「厚生年金保険給付費」に、「(長期給付)を(厚生年金保険給付)」に、「調整対象費用の額」を「地方の調整対象費用の額」に改め、同項第三号中「国の長期給付等」を「国の厚生年金保険給付等」に、「地方の長期給付等」を「地方の厚生年金保険給付等」に、「第百十六条の三第二項に規定する長期給付等」を「第百十六条の三第二項に規定する地方の厚生年金保険給付等」に、「同条第三項に規定する長期給付等」を「同条第三項に規定する地方の厚生年金保険給付等」に改め、同項第三号中「長期給付等」を「厚生年金保険給付等」に、「地方の実施機関積立金(厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて地方の組合に係るもの)」を「地方厚生年金保険給付積立金(同法第二十四条(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。))に規定する厚生年金保険給付組合積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金」に、「地方の実施機関積立金の額」を「地方厚生年金保険給付積立金の額」に、「国の実施機関積立金(厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて国家公務員共済組合連合会に係るものをいう。)(を「厚生年金保険給付積立金」に改め、同項に次の一号を加える。

四 当該事業年度の末日における地方退職等年金給付積立金の額が地方の積立基準額を下回り、かつ、退職等年金給付積立金の額が国の積立基準額を上回る場合 地方の積立基準額から地方退職等年金給付積立金の額を控除して得た額の五分の一に相当する額(当該額が当該事業年度の末日における退職等年金給付積立金の額から国の積立基準額(当該国の積立基準額が零を下回る場合には、零とする。))を控除して得た額を超える場合にあつては、当該控除して得た額)第百二条の三第二項及び第三項中「長期給付等」を「厚生年金保険給付等」に改める。

第百三条第一項中「短期給付」の下に「及び退職等年金給付」を加える。

第百十一条第一項中「短期給付」を「給付」に、「二年間」を「短期給付については二年間、退職等年金給付については五年間」に改め、同条第三項中「支払未済給付」を「遺族給付」に改める。

第百十二条中「短期給付」を「給付」に改める。

第百十三条を削る。

第百十四条中「短期給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改め、同条を第百十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(資料の提供)

第百十四条 連合会は、年金である給付に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である給付(これに相当する給付として政令で定めるものを含む。)(の支給状況につき、厚生労働大臣、地方の組合又は日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第百十五条中「この法律による短期給付」を「前項に定めるもののほか、この法律による給付」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第百二十一条中「第五十一条第一項第三号」を「第五十条第一項第三号」に改める。

第百二十四条の二第二項中「長期給付に關する規定」の下に「(第三十九条第二項の規定を除く。)(を、「(おいては」の下に「第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは、公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」とを加え、「に掲げる費用及び」を「及び第四号に掲げる費用並びに」に改め、「(限る。並びに厚生年金保険法」とあるのは「」の下に「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び」を加える。

第百二十四条の三中「第九十九条第一項」を「第九十九条第一項第一号及び第三号」に改める。

第百二十五条中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第百二十六条第二項中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第百二十六条の二第三項中「第三十五条の二の規定により積み立てるべき積立金」を「厚生年金保険給付積立金及び退職等年金給付積立金」に改める。

第百二十九条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十五条の三第五項又は第三十五条の四の規定により公表しなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

(遺族の範囲の特例)

第十二条の二 退職等年金給付に關する規定の適用については、当分の間、組合員(海上保安官その他職務内容の特殊な職員で財務省令で定める者に限る。)(が、その生命又は身体に

對する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で財務省令で定めるものに従事し、そのため公務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母(第二項第一項第三号に掲げる者に該当するものを除く。)(があるときは、これらの者を同号に規定する遺族とみなす。

2 前項に規定する場合における退職等年金給付に關する規定の適用については、当分の間、第二項第三項中「夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は」とあるのは「子又は孫は」と、「二十歳未満で」とあるのは「組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き」とし、第九十三条第二項(第三号に係る部分に限る。)(の規定は、適用しない。

附則第十三条及び第十四条を次のように改める。

(支給の繰上げ)

第十三条 当分の間、一年以上の引き続く組合員期間を有する者であり、かつ、退職している者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるものは、退職年金の支給を連合会に請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に退職年金を支給する。この場合においては、第七十七条の規定は、適用しない。

3 第一項の請求があつた場合における第七十七条から第七十九条の四までの規定の適用については、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日」と、「給付事由が生じた日」とあるのは「請求をした日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十一条中「第五十一条第一項第三号」を「第五十条第一項第三号」に改める。

第百二十四条の二第二項中「長期給付に關する規定」の下に「(第三十九条第二項の規定を除く。)(を、「(おいては」の下に「第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは、公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」とを加え、「に掲げる費用及び」を「及び第四号に掲げる費用並びに」に改め、「(限る。並びに厚生年金保険法」とあるのは「」の下に「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び」を加える。

第百二十四条の三中「第九十九条第一項」を「第九十九条第一項第一号及び第三号」に改める。

第百二十五条中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第百二十六条第二項中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第百二十六条の二第三項中「第三十五条の二の規定により積み立てるべき積立金」を「厚生年金保険給付積立金及び退職等年金給付積立金」に改める。

第百二十九条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十五条の三第五項又は第三十五条の四の規定により公表しなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

(遺族の範囲の特例)

第十二条の二 退職等年金給付に關する規定の適用については、当分の間、組合員(海上保安官その他職務内容の特殊な職員で財務省令で定める者に限る。)(が、その生命又は身体に

對する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で財務省令で定めるものに従事し、そのため公務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母(第二項第一項第三号に掲げる者に該当するものを除く。)(があるときは、これらの者を同号に規定する遺族とみなす。

2 前項に規定する場合における退職等年金給付に關する規定の適用については、当分の間、第二項第三項中「夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は」とあるのは「子又は孫は」と、「二十歳未満で」とあるのは「組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き」とし、第九十三条第二項(第三号に係る部分に限る。)(の規定は、適用しない。

附則第十三条及び第十四条を次のように改める。

(支給の繰上げ)

第十三条 当分の間、一年以上の引き続く組合員期間を有する者であり、かつ、退職している者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるものは、退職年金の支給を連合会に請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に退職年金を支給する。この場合においては、第七十七条の規定は、適用しない。

3 第一項の請求があつた場合における第七十七条から第七十九条の四までの規定の適用については、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日」と、「給付事由が生じた日」とあるのは「請求をした日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

對する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で財務省令で定めるものに従事し、そのため公務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母(第二項第一項第三号に掲げる者に該当するものを除く。)(があるときは、これらの者を同号に規定する遺族とみなす。

2 前項に規定する場合における退職等年金給付に關する規定の適用については、当分の間、第二項第三項中「夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は」とあるのは「子又は孫は」と、「二十歳未満で」とあるのは「組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き」とし、第九十三条第二項(第三号に係る部分に限る。)(の規定は、適用しない。

附則第十三条及び第十四条を次のように改める。

(支給の繰上げ)

第十三条 当分の間、一年以上の引き続く組合員期間を有する者であり、かつ、退職している者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるものは、退職年金の支給を連合会に請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に退職年金を支給する。この場合においては、第七十七条の規定は、適用しない。

3 第一項の請求があつた場合における第七十七条から第七十九条の四までの規定の適用については、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日」と、「給付事由が生じた日」とあるのは「請求をした日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前三項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰上げについて必要な事項は、政令で定める。

(公務障害年金等に関する暫定措置)

第十四条 第七十九条の三第一項、第八十四条第一項及び第九十条第一項の規定の適用については、当分の間、第七十九条の三第一項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と、第八

十四条第一項及び第九十条第一項中「六十四歳」とあるのは「五十九歳」とするほか、必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

附則第十四条の三第一項中「第五十二条」を「第五十一条」に改める。

附則第二十條の二第四項の表第九十九条第一項の項を次のように改める。

第九十九条第一項第一号及び第三号

行政執行法人の負担に係るもの

行政執行法人の負担に係るもの並びに附則第二十条の二第四項において読み替えて適用する第五項の規定による郵政会社等の負担に係るもの

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「及び次条」及び「次条において同じ。」を削り、同条第二項中「次条において「改正前私学共済法」という。」及び「次条において同じ。」を削る。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第四条第十一号中「施行日」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」に改める。

附則第三十六条の見出し中「退職共済年金の支給」を「職域加算額の経過措置」に改め、同条中「旧国家公務員共済組員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、」を削り、「給付」の下に「及び改正前国共済法の障害共済年金のうち改正前国共済法第八十二条第一項第二号に掲げる金額に相当する給付」を加え、「及び次条第一項」を削り、「これらの者」を「旧国家公務員共済組員期間を有する者」に改める。

する者(施行日において改正前国共済法による退職共済年金(改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金を除く。又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。))に改め、同条各号を削る。

附則第三十六条に次の十一項を加える。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定(障害を給付事由とする給付に係るものに限る。)は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下この項及び第四項並びに附則第三十七条の三において「初診日」という。)が施行日前にある傷病により障害の状態となった場合について適用し、初診日が施行日以後にある傷病により障害の状態となった場合については、適用しない。

3 旧国家公務員共済組員期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族(第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第二十一条第三号に規定する遺族(改正前国共済法附則第十二条の二の規定の適用を受ける場合を含む。))があるときは、改正前国共済法の遺族共済年金のうち改正前国共済法第

八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前国共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前遺族支給要件規定」という。)は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前遺族支給要件規定は、初診日が施行日前にある傷病により死亡した場合及び初診日が施行日以後にある公務によりならぬ傷病により死亡した場合について適用し、初診日が施行日以後にある公務による傷病により死亡した場合については、適用しない。

5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前国共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。以下この条、附則第三十七条の二及び第四十六条から第四十八条までにおいて「改正前国共済法による職域加算額」という。)については、第十項及び第十一項の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に關する規定を除き、改正前国共済法の長期給付に關する改正前国共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、改正前国共済法第四十九条ただし書中「退職共済

年金」とあるのは「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と、改正前国共済法第五十条ただし書中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と、改正前国共済法第七十七条第二項第一号中「組合員期間」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組員期間(以下「旧国家公務員共済組員期間」という。))の」と、同項第二号中「組合員期間」とあるのは「旧国家公務員共済組員期間」と、改正前国共済法第八十二条第一項第二号及び第二項中「組合員期間」とあるのは「旧国家公務員共済組員期間」と、改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第三項中「組合員期間」とあるのは「旧国家公務員共済組員期間」とするほか、改正前国共済法の規定の適用に關し必要な読替えその他改正前国共済法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法の遺族共済年金(公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が平成三十七年十月一日以後に生じたものに限る。)のうち改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ(2)又はロ(2)の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

平成三十七年十月一日から平成三十八年九月三十日まで	三十分の二十九
平成三十八年十月一日から平成三十九年九月三十日まで	三十分の二十八

平成三十九年十月一日から平成四十年九月三十日まで	三十分の二十七
平成四十年十月一日から平成四十一年九月三十日まで	三十分の二十六
平成四十一年十月一日から平成四十二年九月三十日まで	三十分の二十五
平成四十二年十月一日から平成四十三年九月三十日まで	三十分の二十四
平成四十三年十月一日から平成四十四年九月三十日まで	三十分の二十三
平成四十四年十月一日から平成四十五年九月三十日まで	三十分の二十二
平成四十五年十月一日から平成四十六年九月三十日まで	三十分の二十一
平成四十六年十月一日以降	三十分の二十

7 旧国家公務員共済組合員期間を有する者のうち、一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有しない者であり、かつ、当該旧国家公務員共済組合員期間と当該期間に引き続く第二号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされたものを除く。次項において同じ。）とを合算した期間が一年以上となるものに係る改正前国共済法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

8 旧国家公務員共済組合員期間を有する者のうち、旧国家公務員共済組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該旧国家公務員共済組合員期間と第二号厚生年金被保険者期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有する者とみなされるものに限る。）に係る改正前国共済法第七十七条第二項及び第八十九条第一項第一号ロ(2)の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とはみなす。

9 改正前国共済法による職域加算額は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

10 改正前国共済法による職域加算額については、第五項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十七条第四項、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

11 改正前国共済法による職域加算額については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

12 改正前国共済法による職域加算額を受ける者の請求によりこれら年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる。特例を定めることができる。

附則第三十七条第一項中「前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前国共済法による年金である給付及び」を削り、同条第三項中「第七十二条の六まで」の下に、「第七十七条第四項」を加え、同条の次に次の二条を加える。
(併給の調整の経過措置)
第三十七条の二 次の各号に掲げる退職等年金給付（国家公務員の退職給付の給付水準の見

直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下この条及び附則第四十九条の三において「新国共済法」という。）第七十四条に規定する退職等年金給付（新国共済法第七十九条の二第三項前段、第七十九条の三第二項前段若しくは第三項又は第七十九条の四第一項に規定する一時金を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の受給権を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その支給を停止する。

一 新国共済法第七十四条第一号に掲げる退職年金 改正前国共済法による職域加算額（障害を給付事由とするものに限る。）又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第一項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給を受けることができるとき。

二 新国共済法第七十四条第二号に掲げる公務障害年金 改正前国共済法による職域加算額又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付若しくは前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第一項第一号イ(2)若しくはロ(2)に掲げる金額に相当する給付（以下この条において「旧職域加算額」という。）の支給を受けることができるとき。

三 新国共済法第七十四条第三号に掲げる公務遺族年金 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額の支給を受けることができるとき。
2 次の各号に掲げる年金を受ける権利を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

一 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち退職を給付事由とするもの 新国共済法第七十四条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

二 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち障害を給付事由とするもの 新国共済法第七十四条に規定する退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

三 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの 新国共済法第七十四条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

3 新国共済法第七十五条の四第二項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

4 新国共済法第七十五条の六第三項の規定は、新国共済法第七十九条の二第三項前段又は第七十九条の三第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による障害を給付事由とするものの支給を受ける場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

5 新国共済法第七十九条の四第三項の規定は、同条第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による死亡を給付事由とするものの支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な

事項は、政令で定める。

(障害共済年金の額の算定の特例)

第三十七条の三 附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金及びこれに相当する年金である給付を受ける権利を有する者に対して更に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金(初診日が第二号厚生年金被保険者期間(附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。)にあるものに限る。)を支給すべき事由が生じた場合には、同法の規定による障害厚生年金は、同法の規定にかかわらず、支給しない。

附則第四十一条第一項中「有する者」の下に「(改正前国共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)及び旧国共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)の受給権を有する者を除く。)」を加える。

附則第四十六条第一項中「又は障害基礎年金」を「若しくは障害基礎年金又は改正前国共済法による職域加算額」に、「から当該額」を「(改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額) から当該算定した額」に改める。

附則第四十七条第一項中「による障害基礎年金」の下に「又は改正前国共済法による職域加算額」を加え、「当該障害基礎年金」を「これらの年金たる給付」に改め、「算定した額」の下に「改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額」を加える。附則第四十八条第一項中「又は遺族基礎年金」を「若しくは遺族基礎年金又は改正前国共済法による職域加算額」に改め、「算定した額」の下に「改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額」を加える。附則第四十九条中「及び第三十七条」を、「第

三十六、第三十七及び第四十一条に改め、同条第一号中「改正前国共済法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(国の組合の経過的長期給付積立金の積立て) 第四十九条の二 国家公務員共済組合連合会は、国の組合の経過的長期給付(附則第三十六、第三十七及び第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法による年金である給付その他の給付であつて、改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付、改正前国共済法第八十二条第一項第二号又は第八十九条第一項第一号イ(2)若しくはロ(2)に掲げる金額に相当する給付その他これらの給付に相当するものとして政令で定める給付をいう。附則第五十条第二項及び第三項並びに第八十六条の二において同じ。)その他政令で定める費用に充てるべき積立金(次条、附則第四十九条の四及び第八十六条の二において「国の組合の経過的長期給付積立金」という。)を積み立てなければならない。

(国の組合の経過的長期給付積立金の管理及び運用) 第四十九条の三 新国共済法第三十五条の三から第三十五条の五までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、国の組合の経過的長期給付積立金について準用する。

(国の組合の経過的長期給付積立金の当初額) 第四十九条の四 改正前国共済法第三十五条の二に規定する積立金のうち、その額から附則第二十七条第一項の規定により実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、国の組合の経過的長期給付積立金として積み立てられたものとみなす。

附則第五十条第一項中「地方の組合の経過的長期給付に係る積立金」を「地方の組合の経過的

的長期給付積立金」に、「同条第四項」を「同条第一項」に、「国の組合の経過的長期給付に係る積立金」を「国の組合の経過的長期給付積立金」に、「第三条」を「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第(号)第一条)に改め、同条第二項中(附則第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百条)を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第八十六条の次に次の一条を加える。

(検討) 第八十六条の二 政府は、国の組合の経過的長期給付について、その収支及び国の組合の経過的長期給付積立金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、国の組合の経過的長期給付の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

附則第九十一条のうち、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十二条第二項及び第五十四条の二の改正規定中「及び第五十四条の二」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

附則第四十九条第三項中「第四十一条、第四十六条第二項」を「第四十五条第二項並びに平成二十四年一元化改正前国共済法第四十一条」に改める。

附則第五十四条の二中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。附則第九十七条のうち国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二十一条の改正規定の次に次のように加える。

第三条の二第二項中「新法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則第九十七条のうち国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二十八条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第五十四条第二項中「新法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第七、第八及び第十一條の規定 公布の日

二 附則第十三條の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第(号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第十四條の規定 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第(号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

四 第六条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条、第三条及び第四条第十一号の改正規定 この法律の公布の日、地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第(号)の公布の日又は私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第(号)の公布の日)のうち

最も遅い日

五 第一条中国国家公務員退職手当法目次、第三条、第四条、第五条（見出しを含む）、第五条の三、第六条の三及び第六条の四第四項の改正規定、同法第二章第八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第十二条第二号及び第十四条第一項第二号の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

六 第五条の規定並びに附則第六条、第九条、第十条及び第十五条から第二十条までの規定 平成二十七年十月一日

（退職手当に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この条及び附則第五条において「新退職手当法」という。）附則第二十一項（新退職手当法附則第二十三項及び第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律附則第四項においてその例による場合を含む。）及び第二十二項の規定の適用については、新退職手当法附則第二十一項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年一月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

第三条 第二条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律附則第五項（同法附則第七項においてその例による場合を含む。）及び第六項の規定の適用については、同法附則第五項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年一月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

第四条 第四条の規定による改正後の国家公務員退職手当法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年一月一日から

同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」と、「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年一月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

第五条 この法律の施行の際現に職員として在職していた者が第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第一項に規定する二十五年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者が政令で定めるものに該当する場合（その者が新退職手当法第五条第一項第三号に掲げる者に該当する場合を除き、その者の勤続期間が十一年未満である場合に限る。）には、新退職手当法第四条第一項に規定する十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、同項第二号に掲げるものとみなして、同項の規定を適用する。

（厚生年金保険給付積立金の当初額）

第六条 第六条の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「新一元化法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（附則第十條第三項及び第四項において「一元化法改正前国共済法」という。）第三十五條の二に規定する積立金のうち、その額から新一元化法附則第四十九條の四の規定により新一元化法附則第四十九條の二に規定する国の組合の経過的長期給付積立金として積み立てられたものとみなされる額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（次条、附則第八条及び第十条において「第六号施行日」という。）において、第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国共済法」という。）第二十一條第二項第一号ハに規定

する厚生年金保険給付積立金として積み立てられたものとみなす。

（退職等年金給付積立金管理運用方針に関する経過措置）

第七条 国家公務員共済組合連合会は、第六号施行日前においても、改正後国共済法第三十五條の三の規定の例により、同条第一項に規定する退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された退職等年金給付積立金管理運用方針は、第六号施行日において改正後国共済法第三十五條の三の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（国の組合の経過的長期給付積立金管理運用方針に関する経過措置）

第八条 国家公務員共済組合連合会は、第六号施行日前においても、新一元化法附則第四十九條の三において準用する改正後国共済法第三十五條の三の規定の例により、新一元化法附則第四十九條の二に規定する国の組合の経過的長期給付積立金の管理及び運用の方針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された管理及び運用の方針は、第六号施行日において新一元化法附則第四十九條の三において準用する改正後国共済法第三十五條の三の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（旧国家公務員共済組合員期間を有する者に係る改正後国共済法の規定の適用）

第九条 新一元化法附則第四條第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（次条第三項及び第四項において「旧国家公務員共済組合員期間」という。）を有する者に係る改正後国共済法第七十五條第一項、第八十四條第二項各号及び第九十條第二項の規定の適用については、改正後国共済法第七十五條第一項中「組合員期間」とあるのは「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）以後の組合員期間」と、改正後国共済法第八十四條第二項各号及び第九十條第二項中「組合員期間」とあるのは「第六号施行日以後の組合員期間」とする。

（公務傷病に係る規定の適用に関する経過措置）

第十条 改正後国共済法の公務傷害年金に関する規定は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この条において「初診日」という。）が第六号施行日以後にある傷病による障害について適用し、初診日が第六号施行日前にある傷病による障害については、適用しない。

2 改正後国共済法の公務遺族年金に関する規定は、改正後国共済法第八十九條第一項各号における死亡の原因となつた改正後国共済法第八十三條第一項に規定する公務傷病（以下この条において「公務傷病」という。）に係る初診日（初診日がない場合にあつては、当該公務傷病の発した日。以下この項において同じ。）が第六号施行日以後にある場合について適用し、初診日が第六号施行日前にある場合については、適用しない。

3 旧国家公務員共済組合員期間を有し、かつ、公務傷病に係る初診日が第六号施行日以後にある者に支給する改正後国共済法第八十四條の規定による公務障害年金の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額と新一元化法附則第三十六條第五項の規定により読み替えて適用する一元化法改正前国共済法第八十二條第一項第二号又は第二項の規定の例により算定した金額のいずれか高い金額とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 旧国家公務員共済組合員期間を有し、かつ、公務傷病に係る初診日が第六号施行日以後にある者に支給する改正後国共済法第九十條の規定による公務遺族年金の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額と新

元化法附則第三十六條第五項の規定により読み替えて適用する一元化法改正前国共済法第八十九條第一項第一号イ(2)若しくはロ(2)又は第三項の規定の例により算定した金額のいずれか高い金額とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

第十一條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二條 特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第一百五十五号)による改正後の」を削る。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十三條 国家公務員法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第十四條 国家公務員退職手当法第二條第一項の改正規定の次に次のように加える。

第三條第二項中「第七十八條第一号」を「第七十三條第一号」に改める。

第十四條のうち、国家公務員退職手当法第四條第一項の改正規定中「第四條第一項」を「第四條第一項第一号」に改め、同法第五條第一項の改正規定中「第五條第一項」を「第五條第一項第一号」に、「改める」を「改め、同項第二号中「第七十八條第四号」を「第七十三條第四号」に改める」に改め、同法第七條第四項の改正規定の次に次のように加える。

第八條の二第三項、第六項及び第七項中「総務省令」を「内閣府令」に改め、同条第九項中「総務省令」を「内閣府令」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第十項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律の一部改正)

第十四條 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律の一部を次のように改正する。

第五十四條のうち国家公務員退職手当法第十條第四項及び第五項の改正規定中「第十條第四項」を「第八條の二第一項並びに第十條第四項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十五條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十一の三の項中「第五十一條第一項」を「第五十條第一項」に改め、同表の四十二の項中「被用者年金制度の一元化等」を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十七條第一項を「国家公務員共済組合法第七十四條の退職等年金給付、国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第三條の年金である給付又は被用者年金制度の一元化等」を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六條第五項、第三十七條第一項若しくは第四十一條第一項」に改める。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六條 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一條第一項中「被用者年金制度の一元化等」を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)第一号において「平成二十四年一元化法」という。第二條の規定による改正後の「を削り、第七十二條第一項各号」を「第七十三條第一項各号」に改め、同項第一号中「平成二十四年一元化法」を「被用者年金制度の一元化等」を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成二十四年法律第六十三号)に改める。
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二條第三項中「第四十六條第二項」を「第四十五條第二項」に改め、「掛金に關する事項」の下に「(第二十四條第一項第八号に掲げる事項を除く。）」を加える。

附則第四十九條第三項中「第四十六條第二項」を「第四十五條第二項」に改める。

(国と民間企業との間の人事交流に關する法律の一部改正)

第十八條 国と民間企業との間の人事交流に關する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「第四十一條第二項」を「第三十九條第二項」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 交流派遣職員に對する国家公務員共済組合法の退職等年金給付に關する規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

第十四條に次の一項を加える。

4 交流派遣職員に關する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二條第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員に對するものは、これらに準ずる給付として政令で定めるもの」とあるのは「に相當するもの」として、次條第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九條第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「及び国と民間企業との間の人事交流に關する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第七條第三項に規定する派遣先企業(以下「派遣先企業」という。)の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあ

るのは「派遣先企業の負担金」と、同法第二條第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、行政執行法人又は労働組合」とあり、及び「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業及び国」と、「第九十九條第二項(同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九條第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九條第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九條第二項第三号」と、「並びに同条第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「(同条第五項)」とあるのは「(同項)」と、「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業及び国」とする。

第二十六條第一項中「平成十一年法律第三百十号」との下に「第十四條第四項中」とし、その他の職員については、これらに準ずる給付として」とあるのは「として」と、「に相當するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相當するもの」とを加える。

(法科大学院への裁判官及び檢察官その他の一般職の国家公務員の派遣に關する法律の一部改正)

第十九條 法科大学院への裁判官及び檢察官その他の一般職の国家公務員の派遣に關する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「第四十一條第二項」を「第三十九條第二項」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 私立大学派遣檢察官等に關する国共済法の退職等年金給付に關する規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務を

公務とみなす。

第十四条第四項中「国が」の下に「同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項及び」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するもの」として次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百一条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む）、行政執行法人又は労働組合」とあり、及び「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項）とあるのは」（同項）と、「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第二十条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の退職等年金給付に関する規定の適用については、第四条第一項に規定する弁護士の業務を公務とみなす。

第八条に次の一項を加える。

4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「準ずる給与」として政令で定めるもの」とあるのは「相当するもの」として次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「及び判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第二百一条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む）、行政執行法人又は労働組合」とあり、及び「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」と

あるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項）とあるのは」（同項）と、「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」とする。

理由

民間における退職給付の支給の実情に鑑み、退職手当の額を引き下げるとともに、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条の規定等を踏まえ、公務員共済の職域加算額の廃止に伴う退職等年金給付の導入及び職域加算額の廃止に伴う経過措置

「第三節 長期給付」

第一款 通則（第七十四条）

第二款 厚生年金保険給付（第七十五条）

第三款 退職等年金給付

条」を

第一目 通則（第七十六条―第八十六条）

第二目 退職年金（第八十七条―第九十六条）

第三目 公務障害年金（第九十七条―第一百一条）

第四目 公務遺族年金（第一百三―第一百七条）

管理及び運用（第一百二十二条の三―第一百二十二条の九）を

給付組合積立金等の管理及び運用

（第一百二十二条の三―第一百二十二条の九）

理及び運用（第一百二十二条の十―第一百二十二条の十六）

に改める。

第二条第一項第二号イ中「届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。」を削り、同条第三項中「子又は孫は」を「夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は」に、「あつてまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き」を「ある

を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の九」を「第五十五条」に、「第三節 長期給付（第七十四条―第一百七

に、「第五章の二 実施機関積立金の

「第五章の二 実施機関積立金及び退職等年金管理及び運用（第一百二十二条の三―第一百二十二条の九）」を
第二節 退職等年金給付組合積立金等の管

に改める。

に改める。

か、又は二十歳未満で」に改め、「障害等級」の下に「（以下単に「障害等級」という。）を加え、ある者を「あり、かつ、まだ配偶者がいない者」に改め、同条に次の一項を加える。
4 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むも

のとする。

第三条の二第二項第二号中「裁定」の下に「又は決定」を加え、同項第三号中「長期給付（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担を含む。）に充てるべき積立金」を「厚生年金保険給付組合積立金（第二十四条に規定する厚生年金保険給付組合積立金をいう。）及び退職等年金給付組合積立金（第二十四条の二に規定する退職等年金給付組合積立金をいう。）に改め、同項第四号中「及び厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金」を削る。

第五条第一項第八号中「事項」の下に「（第三十八条の三第一項第十二号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十四条の見出しを「（厚生年金保険給付組合積立金の積立て）」に改め、同条中「は、政令で定めるところにより、長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）に充てるべき積立金」を「次条において同じ。」は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金として、同法第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担に充てるべき積立金（以下「厚生年金保険給付組合積立金」という。）に改め、同条の次に次の一条を加える。

（退職等年金給付組合積立金の積立て）

第二十四条の二 組合は、政令で定めるところにより、退職等年金給付に充てるべき積立金（以下「退職等年金給付組合積立金」という。）を積み立てなければならない。

第二十五条中「地方職員共済組合等」を、「地方職員共済組合等」に改め、「業務上の余裕金」の下に「（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金を除く。）」を加え、「きく」を「聴く」に改める。

第一類第二号

総務委員会議録第三号 平成二十四年十一月十六日

合積立金を除く。）」を加え、「きく」を「聴く」に改める。

第三十八条第一項中「第二十四条」の下に「第二十四条の二」を加える。

第三十八条の二第二項第三号中「実施機関積立金」の下に「及び退職等年金給付組合積立金」を加え、同項第四号中「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金」に改め、同項第五号中「厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）を「厚生年金拠出金」に、「同法」を「厚生年金保険法」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第七十七条第一項に規定する付与率及び同条第三項に規定する基準利率、第八十九条第一項に規定する終身年金現価率、第九十条第一項に規定する有期年金現価率並びに組合の退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合を定めること。

第三十八条の三第一項第八号中「実施機関積立金」の下に「及び退職等年金給付組合積立金」を加え、同項第九号中「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 第七十七条第一項に規定する付与率及び同条第三項に規定する基準利率、第八十九条第一項に規定する終身年金現価率、第九十条第一項に規定する有期年金現価率並びに組合の退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に関する事項

第三十八条の三第三項中「第一項第十二号」の下に「及び第十三号」を加える。

付調整積立金」に改め、同条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「長期給付」を「厚生年金拠出金及び」に、「を含む」並びに厚生年金拠出金の納付及び」を「並びに」に改め、「の拠出」の下に「（第百十六条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。第百十三条第三項において同じ。）」を「図るため、」の下に「（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金として）」を加え、「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金」に改め、同条第二項中「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金」に、「第二十四条の規定により積み立てるべき積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金」に改め、同条第三項中「長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担」に、「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金」に改め、同条第四項中「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（退職等年金給付調整積立金）

第三十八条の八の二 組合の退職等年金給付及び第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出（第百十六条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。）の円滑な実施を図るため、地方公務員共済組合連合会に退職等年金給付調整積立金を設ける。

2 組合は、退職等年金給付調整積立金に充てるため、政令で定めるところにより、退職等年金給付組合積立金のうちから政令で定める金額を地方公務員共済組合連合会に払い込むものとする。

3 地方公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その退職等年金給付に要する資金を退職等年金給付調整積立金から組合に交付するものとする。

4 退職等年金給付調整積立金は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法によ

り、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。

第三十八条の九第一項中「受けたとき」と「の下に」、第二十五条前段中「業務上の余裕金」とあるのは「業務上の余裕金（厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金を除く。）」を加える。

第四十二条を削る。

第四十三条第一項中「を受ける権利は、」及び「退職等年金給付を受ける権利は」に改め、「有する者」の下に「（以下「受給権者」という。）」を加え、「組合が決定」を「組合（退職等年金給付で指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係るものにあつては、市町村連合会。次項、第四十九条第一項、第五十条、この章第三節、第百九条、第百四十四条の二十五及び第百四十四条の二十五の二において同じ。）が決定し、厚生年金保険給付を受ける権利は厚生年金保険法第三十三条の規定によりその権利を有する者の請求に基づいて組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）が裁定」に改め、同条第二項中「短期給付」の下に「又は退職等年金給付」を加え、「この項において」を削り、同条第三項を削る。

第四章第一節中第四十三條を第四十二條とし、同条の次に次の一条を加える。

（標準報酬）

第四十三条 標準報酬の等級及び月額額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三二〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満

2 短期給付等事務（短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表中「第三〇級」六二〇、〇〇〇円 六〇五、〇〇〇円以上

第一九級	第三〇級	第三〇級	第三〇級
五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満	六〇五、〇〇〇円以上
六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上		

とあるのは、

第三〇級	第三〇級	第三〇級	第三〇級
六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三三、〇〇〇円	六三三、〇〇〇円
六五〇、〇〇〇円	六三三、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円
六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円
七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円
七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円
七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円
八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円
八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円
九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円
九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円
一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円
一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一一五、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円
一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円
一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上		

とする。

2 短期給付等事務（短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表中

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
------	----------	------------

とあるのは、

とする。

〇〇円未満
〇〇円未満
〇〇円未満
〇〇円未満

3 短期給付等事務に関する前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

4 退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する第一項の規定による標準報酬の区分については、厚生年金保険法第二十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額等は、同条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

5 組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受け

た報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

6 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。

7 第五項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第十項又は第十二項及び第十三項若しくは第十四項及び第十五項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。

8 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。

9 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日（六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

10 組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ。）を受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、総務省令で定める程度に達したとき

は、その額を報酬月額として、その著しく高
低を生じた月の翌月から標準報酬を改定する
ものとする。

11 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたもの）については、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

12 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休

休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものと

し、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十四項に規定する産前産後休業

業を開始している組合員は、この限りでない。

13 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌

14 年の八月三十一日)までの標準報酬とする。
組合は、産前産後休業(出産の日(出産の

日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日（以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日まで）の間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日の翌日」という。）に於いて継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、

し、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。

15 前項の規定によって改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、

翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。
組合員の報酬月額が第五項、第八項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であ

るときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

第四十四条から第四十七条までを次のように

改める。

(標準期末手当等の額の決定)

第四十四条 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 短期給付等事務に関する前項の規定の適用については、同項後段中「標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円」とあるのは、「組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円（前条第三項の規定による標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零」とする。

3 前条第四項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合における退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する標準期末手当等の額については、第一項後段中「百五十万円」とあるのは、「百五十万円（前条第四項の規定による標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）とする。

4 前条第十六項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

(遺族の順位)

第四十五条 給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

- 一 配偶者及び子
- 二 父母

三 孫

四 祖父母

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 第一項の規定にかかわらず、父母は配偶者又は子が、孫は配偶者、子又は父母が、祖父母は配偶者、子、父母又は孫が給付を受けるべき権利を有することとなつたときは、それぞれ当該給付を受けることができる遺族としない。

4 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前三項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第四十六条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十七条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていたもの（次条第二項において「親族」という。）に支給する。

2 前項の場合において、死亡した者が公務遺族年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていた組合員又は組合員であつた者の子であつて、その者の死亡によつて公務遺族年金の支給の停止が解除されたものは、同項に規定する子とみなす。

3 第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、政令で定める。

4 第一項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第四十八条第二項中「その遺族若しくは相続人」を「その者の親族（前条第二項の規定により同条第一項に規定する子とみなされる者を含む。）に改める。

第四十九条から第五十二条までを次のように改める。

(不正受給者からの費用の徴収等)

第四十九条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金（第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医（第六十条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3 組合は、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十八条の二第二項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は

は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

(損害賠償の請求権)

第五十条 組合は、給付事由（第七十二条又は第七十三条の規定による給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた給付の価額の限度で、受給権者（当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないうことができる。

(給付を受ける権利の保護)

第五十一条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五十二条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない。

第五十四条の二及び第五十四条の三を削る。

第五十四条の四中「第五十三条及び第五十四条を「前二条」に、「第五十四条の二第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条を第五十四条の二とする。

第五十五条の二から第五十五条の九までを削る。

第六十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の病氣、負傷又は死亡に關し、地方公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償が行われるときは、行わない。

第六十五条に次の一項を加える。

4 埋葬料及び家族埋葬料は、地方公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償が行われるときは、支給しない。

第六十八条に次の一項を加える。

9 傷病手当金は、同一の傷病に關し、地方公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償が行われるときは、支給しない。

第七十二条第二項から第四項までを削る。

第七十三条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第四章第三節中第七十四条の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第七十四条を次のように改める。

(長期給付の種類)

第七十四条 この法律における長期給付は、厚生年金保険給付及び退職等年金給付とする。

第七十五条から第七十七条までを削る。

第四章第三節中第七十四条の次に次の二款を加える。

第二款 厚生年金保険給付

(厚生年金保険給付の種類等)

第七十五条 この法律における厚生年金保険給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付(同法第二条の五第一項

第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)とする。

一 老齢厚生年金

二 障害厚生年金及び障害手当金

三 遺族厚生年金

2 第一節(第四十二条第一項及び第四十八条を除く。)及び次節(第一百十条を除く。)、第九章(第一百四十条から第一百四十四条までを除く。)並びに第九章の三(第一百四十四条の二十七、第一百四十四条の二十九及び第一百四十四条の三十一から第一百四十六条までを除く。)の規定は、厚生年金保険給付については、適用しない。

第三款 退職等年金給付

第一目 通則

(退職等年金給付の種類)

第七十六条 この法律による退職等年金給付は、次に掲げる給付とする。

一 退職年金

二 公務障害年金

三 公務遺族年金

(給付算定基礎額)

第七十七条 退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付の額の算定の基礎となるべき額(以下「給付算定基礎額」という。)は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に当該各月において適用される付与率を乗じて得た額に当該各月から当該給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額の総額とする。

2 前項に規定する付与率は、退職等年金給付が組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることその他政令で定める事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

3 第一項に規定する利子は、掛金の払込みが

あつた月から退職等年金給付の給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に應じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。

4 各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される前項に規定する基準利率(以下「基準利率」という。)は、毎年九月三十日まで、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

5 前各項に定めるもののほか、給付算定基礎額の計算に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(退職等年金給付の支給期間及び支給期月)

第七十八条 退職等年金給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2 退職等年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 退職等年金給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4 退職等年金給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

(二歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例)

第七十九条 三歳に満たない子を養育し、又は

養育していた組合員又は組合員であつた者が、組合に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日(総務省令で定める事由が生じた場合にあつては、その日)の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬の月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月(当該月において組合員でない場合にあつては、当該月前一年以内における組合員であつた月のうち直近の月。以下この条において「基準月」という。)の標準報酬の月額(この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額。以下この項において「従前標準報酬の月額」という。)を下回る月(当該申出が行われた日の属する月の前月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。)については、従前標準報酬の月額を当該下回る月の標準報酬の月額とみなして、第七十七条第一項の規定を適用する。

一 当該子が三歳に達したとき。

二 当該組合員若しくは当該組合員であつた者が死亡したとき、又は当該組合員が退職したとき。

三 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなつたときその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものが生じたとき。

四 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこととなつたとき。

五 当該組合員が第一百四十四条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。

六 当該組合員が第一百四十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。

2 前項の規定による給付算定基礎額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第六号の規定に該当した組合員（同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が基準月の標準報酬の月額とみなされている場合を除く。）に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされる場合にあつては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬の月額」とする。

（併給の調整）

第八十条 次の各号に掲げる退職等年金給付（第九十一条第三項前段、第九十二条第二項前段若しくは第三項又は第九十三条第一項に規定する一時金を除く。以下この条において同じ。）の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。

一 退職年金 公務障害年金を受けることができるとき。

二 公務障害年金 退職年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

三 公務遺族年金 公務障害年金を受けることができるとき。

2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた退職等年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 現にその支給が行われている退職等年金給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該退職

等年金給付に係る前項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該退職等年金給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

4 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合には、当該申請に係る退職等年金給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は行わない。ただし、その者に係る他の退職等年金給付について、第二項の申請があつたとき（次項の規定により当該申請が撤回された場合を除く。）は、この限りでない。

5 第二項の申請は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

（受給権者の申出による支給停止）

第八十一条 退職等年金給付（この法律の他の規定により支給を停止されているものを除く。）は、その受給権者の申出により、その支給を停止する。

2 前項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

3 第一項の規定による支給停止の方法その他の前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（年金の支払の調整）

第八十二条 退職等年金給付（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者が他の退職等年金給付（以下この項において「甲年金」という。）を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 退職等年金給付の支給を停止すべき事由が

生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として退職等年金給付が支払われたときは、その支払われた退職等年金給付は、その後支払うべき退職等年金給付の内払とみなすことができる。退職等年金給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の退職等年金給付が支払われた場合における当該退職等年金給付の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

3 第九十一条第三項前段又は第九十二条第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、公務障害年金の支給を受けるときは、その支払われた一時金は、その後支払うべき公務障害年金の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額の限度において、当該支給期月において支払うべき公務障害年金の内払とみなす。

第八十三条 退職等年金給付の受給権者が死亡したためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該退職等年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき退職等年金給付があるときは、主務省令で定めるところにより、当該退職等年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充當することができる。

（死亡の推定）

第八十四条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその船舶に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、公務遺族年金又はその他の退職等年金

給付に係る支払未済の給付の支給に關する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合にも、同様とする。

（年金受給者の書類の提出等）

第八十五条 組合は、退職等年金給付の支給に關し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の異動、支給の停止及び障害の状態に關する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 組合は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、退職等年金給付の支払を差し止めることができる。

（政令への委任）

第八十六条 この款に定めるもののほか、退職等年金給付の額の計算及びその支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第二目 退職年金

（退職年金の種類）

第八十七条 退職年金は、支給期間を終身とするもの（以下「終身退職年金」という。）及び支給期間を二十四月とするもの（以下「有期退職年金」という。）とする。

2 有期退職年金の受給権者が組合に当該有期退職年金の支給期間の短縮の申出をしたときは、当該有期退職年金の支給期間は百二十月とする。

3 前項の申出は、当該有期退職年金の給付事

由が生じた日から六月以内に、退職年金の支給の請求と同時に行為しなければならない。

(退職年金の受給権者)

第八十八条 一年以上の引き続く組合員期間を有する者が退職した後に六十五歳に達したとき(その者が組合員である場合を除く)、又は六十五歳に達した日以後に退職したときは、その者に退職年金を支給する。

2 第九十六条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失った者が前項に規定する場合に該当するに至ったときは、同条第二項の規定にかかわらず、その者に有期退職年金を支給する。この場合において、当該失った権利に係る組合員期間は、この項の規定により支給する有期退職年金の額の計算については、組合員期間に含まれないものとするほか、当該有期退職年金の額の計算に必要事項は、政令で定める。

(終身退職年金の額)

第八十九条 終身退職年金の額は、終身退職年金の額の算定の基礎となるべき額(以下「終身退職年金算定基礎額」という。)を、受給権者の年齢に応じた終身年金現価率で除して得た金額とする。

2 終身退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。

3 終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年(終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当

該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の給付事由が生じた日からその日の属する年の九月三十日(終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間においては、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年の前年の三月三十一日(終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日)における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年(終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては、当該各年の三月三十一日における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。

5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する終身年金現価率(第九十八条第一項及び第九十四条第一項において「終身年金現価率」という。)は、毎年九月三十日までに、基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

6 前各項に定めるもののほか、終身退職年金の額の計算に必要事項は、総務省令で定める。

(有期退職年金の額)

第九十条 有期退職年金の額は、有期退職年金の額の算定の基礎となるべき額(以下「有期退職年金算定基礎額」という。)を、支給残月

数に応じた有期年金現価率で除して得た金額とする。

2 有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。

3 有期退職年金の給付事由が生じた日の属する年(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職年金の額にその年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項に規定する支給残月数(次項において「支給残月数」という。)は、有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間においては二百四十月(第八十七条第二項の申出があつた場合は百二十月。以下この項、第九十三条第一項第二号及び第九十五条第四項において同じ。)とし、同日以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては二百四十月から当該給付事由が生じた日の属する月の翌月から当該各年の九月までの月数を控除した月数とする。

5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する有期年金現価率(第九十三条第一項第二号及び第九十五条第四項において「有期年金現価

率」という。)は、毎年九月三十日までに、基準利率その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

6 前各項に定めるもののほか、有期退職年金の額の計算に必要事項は、総務省令で定める。

(有期退職年金に代わる一時金)

第九十一条 有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に、一時金の支給を組合に請求することができる。

2 前項の請求は、退職年金の支給の請求と同時に行為しなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に給付事由が生じた日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第八十八条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。

4 前項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定(第八十八条、前条及び第九十六条第二項を除く。)を適用する。

(整理退職の場合の一時金)

第九十二条 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて退職をした者(一年以上の引き続く組合員期間を有する者であつて、六十五歳未満であるものに限り)は、当該退職をした日から六月以内に、一時金の支給を組合に請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に同項に規定する退職をした日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額の一時金を支給する。この場合において、第七十七条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは、「地方公務員法第二

十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて退職をした日」と、「当該給付事由が生じた日の」とあるのは「当該退職をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「同項に規定する退職をした日」とする。

3 第一項の請求をした者が、他の退職に係る同項の請求（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに基づく請求を含む。）をした者であるときは、前項の規定にかかわらず、その者に同項の規定の例により算定した金額から当該他の退職に関し同項の規定（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものを含む。）により支給すべき一時金の額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の一時金を支給する。

4 前二項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第八十八条、第九十条及び第九十六条第二項を除く。）を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、第二項又は第三項の規定による一時金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（遺族に対する一時金）
第九十三条 一年以上の引き続く組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合
その者が死亡した日における給付算定基礎額（組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額）の二分の一に相当する金額（当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該

請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）
二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。）その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額

三 その者が退職年金の受給権者であり、かつ、組合員である場合
その者が死亡した日において退職をしたものとした場合における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項第一号に規定する給付算定基礎額に係る第七十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「一年以上の引き続く組合員期間を有する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日の」とあるのは「その者が死亡した日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」とする。

3 第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務遺族年金を受けることができるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と公務遺族年金のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。

4 第一項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第八十八条、第九十条及び第九十六条第二項を除く。）を適用する。

（支給の繰下げ）
第九十四条 退職年金の受給権者であつて当該

退職年金を請求していないものは、その者が七十歳に達する日の前日までに、組合に当該退職年金の支給の繰下げの申出をすることができ。

2 前項の申出をした者に対する退職年金は、第七十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

3 第一項の申出があつた場合における第七十七条から前条までの規定の適用については、第七十七条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第九十四条第一項の申出をした日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「申出をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第九十四条第一項の申出をした日」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 前三項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰下げについて必要な事項は、政令で定める。

（組合員である間の退職年金の支給の停止等）
第九十五条 終身退職年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、終身退職年金の支給を停止する。

2 前項の規定により終身退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合における当該退職をした日からその年の九月三十日（当該退職をした日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における終身退職年金算定基礎額は、第八十九条第三項の規定にかかわらず、最後に組合員となつた日（以下この条において「最終資格取得日」という。）の前日における終身退職年金算定基礎額に最終資格取得日の属する月から当該退職をした日の前日の属する月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額及び当該退職した日を給付事由が生じた日と、組合員期間から最終資格取得日

前の組合員期間を除いた期間を組合員期間とみなして第八十九条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

3 有期退職年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、有期退職年金は支給しない。

4 前項の規定により有期退職年金の支給を受けないこととされている者が退職をした場合における当該退職をした日からその年の九月三十日（当該退職をした日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における有期退職年金算定基礎額は、第九十条第三項の規定にかかわらず、最終資格取得日の前日における有期退職年金の額に同日における二百四十月から給付事由が生じた日の属する月の翌月から最終資格取得日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に最終資格取得日の属する月から当該退職をした日の前日の属する月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額及び当該退職をした日を給付事由が生じた日と、組合員期間から最終資格取得日前の組合員期間を除いた期間を組合員期間とみなして同条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

5 前項に規定する退職をした場合における第九十条から前条までの規定の適用については、第九十条第四項中「有期退職年金の給付事由が生じた日から」とあるのは「第九十五条第四項に規定する退職をした日（以下この項において「最終退職日」という。）から」と、「有期退職年金の給付事由が生じた日」とあるのは「最終退職日」と、「とし、同日」とあるのは「から有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月から最後に組合員となつた日（以下この項において「最終資格取得日」という。）の属する月までの月数を控除した月数とし、最終退職日の属する年の九月三十日（最終退職日が九月一日から十二月

程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後に於ける障害の程度に應じて、その公務障害年金の額を改定する。

2 公務障害年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の受給権者であつて、後発公務傷病（公務傷病であつて当該公務障害年金の給付事由となつた障害に係る公務傷病の初診日後に初診日があるものをいう。以下この項及び第百一条第二項ただし書において同じ。）の初診日において組合員であつたものが、当該後発公務傷病により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び第百一条第二項ただし書において「その他公務障害」という。）の状態にあり、かつ、当該後発公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該公務障害年金の給付事由となつた障害とその他公務障害（その他公務障害が二以上ある場合は、全てのその他公務障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該公務障害年金の給付事由となつた障害の程度より増進した場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後に於ける障害の程度に應じて、その公務障害年金の額を改定する。

3 第一項の規定は、公務障害年金（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）の受給権者（当該公務障害年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。）であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

（二）以上の障害がある場合の取扱い）
第百条 公務障害年金（その権利を取得した當時から引き続き障害等級の一級又は二級に該

当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この条において同じ。）の受給権者に対して更に公務障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第九十七条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 公務障害年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による公務障害年金を受ける権利を取得したときは、従前の公務障害年金を受ける権利は、消滅する。

3 第一項の規定による公務障害年金の額が前項の規定により消滅した公務障害年金の額に満たないときは、第九十八条第一項の規定にかかわらず、従前の公務障害年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による公務障害年金の額とする。

（組合員である間の公務障害年金の支給の停止等）
第百一条 公務障害年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、公務障害年金の支給を停止する。

2 公務障害年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、その該当しない間、公務障害年金の支給を停止する。ただし、その支給を停止された公務障害年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の受給権者が後発公務傷病の初診日において組合員であつた場合であつて、当該後発公務傷病によりその他公務障害の状態にあり、かつ、当該後発公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該公務障害年金の給付事由となつた障害とその他公務障害（その他公務障害が二以上ある場合は、全てのその他公務障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたとき

は、この限りでない。

（公務障害年金の失権）

第百二条 公務障害年金を受ける権利は、第百条第二項の規定によつて消滅するほか、公務障害年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。

ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

第四目 公務遺族年金

（公務遺族年金の受給権者）

第百三条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に公務遺族年金を支給する。

一 組合員が、公務傷病により死亡したとき（公務により行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされたときを含む。）

二 組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日がある公務傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。

三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある公務障害年金の受給権者が当該公務障害年金の給付事由となつた公務傷病により死亡したとき。

2 一年以上の引き続く組合員期間を有し、かつ、国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間、同条第二項に規定する保険料

免除期間及び同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者が、公務傷病により死亡したときの前項の規定の適用については、同項第二号中「当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した」とあるのは「死亡した」と、同項第三号中「一級又は二級に該当する」とあるのは「に該当する」とする。

（公務遺族年金の額）

第百四条 公務遺族年金の額は、公務遺族年金の額の算定の基礎となるべき額（次項において「公務遺族年金算定基礎額」という。）を、組合員又は組合員であつた者の死亡の日における年齢（その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳）に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。

2 公務遺族年金算定基礎額は、給付算定基礎額に二・二五を乗じて得た額（組合員期間の月数が三百月未満であるときは、当該乗じて得た額を組合員期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た額）とする。

3 第一項に規定する者が退職年金の受給権者である場合における前項の規定の適用については、同項中「給付算定基礎額」とあるのは、「死亡した日におけるその者の終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額）に二を乗じて得た額」とする。

4 第一項に規定する組合員又は組合員であつた者の年齢については、第八十九条第四項の規定を準用する。

5 第一項に規定する調整率は、各年度における改定率を公務遺族年金の給付事由が生じた日の属する年度における改定率で除して得た率とする。

6 第一項の規定による公務遺族年金の額が百三万八千円に改定率を乗じて得た金額から

厚生年金相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該公務遺族年金の額とする。

7 前項に規定する厚生年金相当額は、公務遺族年金の受給権者が受ける権利を有する厚生年金保険法による遺族厚生年金の額（同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による老齢厚生年金の額、同法による障害厚生年金の額（同法第四十七条第一項ただし書の規定により障害厚生年金を受ける権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものの額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。

8 前各項に定めるもののほか、公務遺族年金の額の計算に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（公務遺族年金の支給の停止）

第百五条 夫、父母又は祖父母に対する公務遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、夫に対する公務遺族年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 子に対する公務遺族年金は、配偶者が公務遺族年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する公務遺族年金が第八十一条第一項、前項本文、次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 配偶者に対する公務遺族年金は、当該組合

員又は組合員であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する公務遺族年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、配偶者に支給する。

5 第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、子に支給する。

第百六条 公務遺族年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の申請により、その所在不明である間、当該受給権者の受けるべき公務遺族年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に支給する。

（公務遺族年金の失権）

第百七条 公務遺族年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む）。

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む）となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経

過したとき。

イ 公務遺族年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき 当該公務遺族年金の受給権を取得した日

ロ 公務遺族年金と当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

2 公務遺族年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く）について、その事情がなくなつたとき。

三 子又は孫が、二十歳に達したとき。

第百八条から第百十一条までを次のように改める。

（給付の制限）

第百八条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、障害、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病氣、負傷、障害、死亡又は災害に係る給付は、行わない。

2 公務遺族年金である給付又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項及び第百四十四条の

二十三第三項において「遺族給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者について、同様とする。

3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたことにより、病氣、負傷、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病氣若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病氣、負傷、障害又は死亡に係る給付の全部又は一部を行わず、また、当該障害については、第九十九条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして同項の規定による公務障害年金の額の改定を行うことができる。

第百九条 組合がこの法律に基づく給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第百十條 第百十五條第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る給付の一部を行わないことができる。

第百十一條 組合員若しくは組合員であつた者

を加える。

第二節 退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用

(管理運用の方針)

第百十二条の十 地方公務員共済組合連合会は、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用(組合(第二十七条第二項に規定する構成組合を除く。以下この節において同じ。))及び市町村連合会の退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理を含む。次項において同じ。が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、管理及び運用の方針(以下この節において「管理運用の方針」という。)を定めなければならない。

2 公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、公務遺族年金の一部を支給しないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

第五章の二の章名中「実施機関積立金」の下に「及び退職等年金給付組合積立金等」を加える。

第百十二条の三第三項中「この章」を「この節」に改め、第五章の二中同条の次に次の節名を付する。

第一節 実施機関積立金の管理及び運用

第百十二条の四第一項中「この章」を「この節」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 地方公務員共済組合連合会は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第百十二条の五中「及び第三十八条の九第一項」を削る。

改める。

第五章の二中第百十二条の九の次に次の一節

2 管理運用の方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用の基本的な方針

二 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に關し遵守すべき事項

三 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に關する事項

四 管理運用機関(組合、市町村連合会及び地方公務員共済組合連合会をいう。以下この節において同じ。))がそれぞれの退職等年金給付組合積立金又は退職等年金給付調整積立金(以下この節において「退職等年金給付組合積立金等」という。))について長期的な観点から資産の構成を定めるに当たつて遵守すべき基準

五 その他退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に關し必要な事項

3 地方公務員共済組合連合会は、管理運用の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、組合及び市町村連合会の意見を聴かなければならない。

4 地方公務員共済組合連合会は、管理運用の方針を定め、又は変更しようとするときは、

あらかじめ、総務大臣の承認を得なければならない。

5 総務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣並びに内閣総理大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

6 地方公務員共済組合連合会は、管理運用の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 地方公務員共済組合連合会は、管理運用の方針に従つて組合及び市町村連合会の退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理を行わなければならない。

(管理運用機関の基本方針)

第百十二条の十一 管理運用機関は、当該管理運用機関の退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用が適切になされるよう、管理運用の方針に適合するように、当該退職等年金給付組合積立金等の資産の構成に關する事項その他主務省令で定める事項を記載した退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用に係る基本方針(以下この節において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 管理運用機関は、管理運用の方針が変更されたときその他必要があると認めるときは、基本方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。

3 管理運用機関は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。

4 主務大臣(総務大臣を除く。)は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。

5 総務大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、当該管理運用機関の基本方針が管理運用の方針に適合しているかどうかについて、地方公務員共済組合連合会の意見を聴くものとする。

6 管理運用機関(地方公務員共済組合連合会

を除く。)は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを地方公務員共済組合連合会に送付するとともに、公表しなければならない。

7 地方公務員共済組合連合会は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 主務大臣は、管理運用機関の基本方針が管理運用の方針に適合しなくなつたと認めるときは、当該管理運用機関に対し、基本方針の変更を命ずることができる。

(退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用)

第百十二条の十二 管理運用機関は、第二十五条(第三十八条第一項において準用する場合を含む。))及び第三十八条の八の二第四項の規定によるほか、管理運用の方針及び当該管理運用機関の基本方針に従つて、退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用を行わなければならない。

(退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用の状況に關する報告)

第百十二条の十三 管理運用機関(公立学校共済組合及び警察共済組合並びに地方公務員共済組合連合会を除く。)は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用の状況について

の報告書(以下この条において「運用報告書」という。)を作成し、翌事業年度の五月三十一日までに、地方公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

2 公立学校共済組合及び警察共済組合は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、運用報告書を作成し、翌事業年度の五月三十一日までに主務大臣及び地方公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

3 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、運用報告書を作成し、当該運用報告書を第一項の規定に

より提出を受けた運用報告書の写しとともに
総務大臣に提出しなければならない。

4 地方公務員共済組合連合会は、第一項及び
第二項に定めるもののほか、総務省令で定め
るところにより、他の管理運用機関に対し、
退職等年金給付組合積立金の管理及び運用の
状況について必要な報告を求めることができ
る。

(退職等年金給付組合積立金等の管理及び運
用に対する措置)

第百十二条の十四 地方公務員共済組合連合会
は、他の管理運用機関の退職等年金給付組合
積立金の管理及び運用の状況が管理運用の方
針に適合しないと認めるときは、当該管理運
用機関に対し、退職等年金給付組合積立金の
管理及び運用の状況を管理運用の方針に適合
させるために必要な措置をとるよう求めるこ
とができる。

2 地方公務員共済組合連合会は、前項の規定
による措置を求めたときは、その旨を総務大
臣に通知するものとする。

3 総務大臣は、公立学校共済組合及び警察共
済組合の退職等年金給付組合積立金の管理及
び運用の状況に関し前項の規定による通知を
受けたときは、直ちに、その写しを主務大臣
に送付するものとする。

4 主務大臣は、管理運用機関における退職等
年金給付組合積立金等の管理及び運用の状況
が管理運用の方針又は当該管理運用機関の基
本方針に適合しないと認めるときは、当該管
理運用機関に対し、その管理及び運用の状況
を管理運用の方針及び当該管理運用機関の基
本方針に適合させるために必要な措置を命ず
ることができる。

5 主務大臣(総務大臣を除く)は、管理運用
機関に対し前項の規定による措置(管理運
用の方針に適合させるために必要な措置に限
る)をとることを命じようとするときは、あ
らかじめ、その旨を総務大臣に通知するもの
とする。

とする。

6 総務大臣は、管理運用機関(公立学校共済
組合及び警察共済組合に限る)における退職
等年金給付組合積立金の管理及び運用の状況
が管理運用の方針に適合しないと認めるとき
は、当該管理運用機関の主務大臣に対し、当
該管理運用機関の退職等年金給付組合積立金
の管理及び運用の状況を管理運用の方針に適
合させるために必要な措置をとるよう求める
ことができる。

(退職等年金給付組合積立金等の管理及び運
用の状況に関する業務概況書)

第百十二条の十五 地方公務員共済組合連合会
は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当
該事業年度における退職等年金給付組合積立
金等の資産の額、その構成割合、運用収入の
額その他の総務省令で定める事項を記載した
業務概況書を作成し、総務大臣に提出すると
ともに、これを公表しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定による業務概況書
の提出を受けたときは、当該業務概況書を内
閣総理大臣及び文部科学大臣に送付するもの
とする。

(政令への委任)

第百十二条の十六 この節に定めるもののほ
か、退職等年金給付組合積立金等の管理及び
運用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百十三条第一項各号列記以外の部分を次の
ように改める。

組合の給付に要する費用(高齢者の医療の
確保に関する法律第三十六条第一項に規定す
る前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納
付金等」という。))及び同法第百十八条第一
項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後
期高齢者支援金等」という。))並びに介護保
険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「
介護納付金」という。))の納付に要する費用並
びに組合の事務に要する費用を含む。は、短期
給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び

後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付
に要する費用並びに短期給付並びに前期高
齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに
介護納付金の納付に係る組合の事務に要する
費用(第五項の規定による地方公共団体の負
担に係るものを除く。))を含む。第四項第一
号に掲げる費用のうち同項の規定による地方
公共団体の負担に係るものを除く。以下この
項及び次項において同じ。にあつては各組合
ごとに当該組合を組織する職員(介護納付金
の納付に要する費用については、当該組合を
組織する職員のうち同法第九條第二号に規定
する被保険者(第百十四條第五項及び第百四
十四條の二第二項において「介護保険第二
号被保険者」という。))の資格を有する者)を
単位として、退職等年金給付に要する費用(退
職等年金給付に係る組合の事務に要する費用
(第五項の規定による地方公共団体の負担に
係るものを除く。))を含む。以下この項及び
次項において同じ。にあつては全ての組合を
組織する職員を単位として、次に定めるところ
により、算定するものとする。この場合にお
いて、第三号に規定する費用については、少
なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

第百十三条第一項に次の一号を加える。
三 退職等年金給付に要する費用について
は、将来にわたるその費用の予想額の現価
に相当する額から将来にわたる次項第三号
の掛金及び負担金の予想額の現価に相当す
る額を控除した額として政令で定めるところ
により計算した額(第百十六條の三第一
項第四号において「地方の積立基準額」と
いう。))と国家公務員共済組合法第九十九
條第一項第三号に規定する国の積立基準額
(第百十六條の三第一項第四号において「
国の積立基準額」という。))との合計額と、
退職等年金給付組合積立金及び退職等年金
給付調整積立金の合計額と国の退職等年金
給付積立金(同法第二十一条第二項第二号ハ

に規定する退職等年金給付積立金という。
第百十六條の三第一項第四号において同
じ。))の額との合計額とが、将来にわたつて
均衡を保つことができるように定める。
第百十三條第二項第三号を同項第四号とし、
同項第二号の次に次の一号を加える。

三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分
の五十、地方公共団体の負担金百分の五十
第百十三條第三項を次のように改める。

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給
付に要する費用(厚生年金拠出金及び基礎年
金拠出金の負担並びに第百十六條の二に規定
する財政調整拠出金の拠出に要する費用(次
項第二号に掲げる費用のうち同項の規定によ
る地方公共団体の負担に係るものを除く。))を
いい、厚生年金保険給付及びこれに相当する
ものとして政令で定める年金である給付(厚
生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第
百十六條の二に規定する財政調整拠出金を含
む。))に係る組合の事務に要する費用(第五項
の規定による地方公共団体の負担に係るもの
を除く。))を含む。については、厚生年金保
險法第八十一条第一項に規定する保険料をも
つて充てる。

第百十四條第二項ただし書中「ただし」の下
に、「第百十三條第二項第三号に規定する掛金
(以下「退職等年金分掛金」という。))にあつて
は、その月に、更に組合員の資格を取得したと
き、又は国の組合の組合員の資格を取得したと
き」を、「ときは、」の下に「それぞれ」を、「月
の」の下に「退職等年金分掛金又は」を加え、
同条第三項中「組合の」を「組合(退職等年金
分掛金に係るものにあつては、地方公務員共
済組合連合会)」に改め、同条第四項を同条第
五項とし、同条第三項の次に次の一号を加える。
4 退職等年金分掛金に係る前項の割合につ
いては、第七十七條第一項に規定する付与率を
基礎として、公務障害年金及び公務遺族年金
の支給状況その他政令で定める事情を勘案し

て、千分の七・五を超えない範囲で定めるものとする。

第百十五条第五項中「のうち」の下に「退職等年金分掛金及び」を加え、同条第六項中「当該掛金等のうち」の下に「退職等年金分掛金及び」を加える。

第百十六条第三項中「第百十三条第四項第二号に掲げる費用及び」を「第百十三条第二項第三号及び第四項第二号に掲げる費用並びに」に改める。

第百十六条の二中「組合の長期給付に要する費用（厚生年金拠出金の納付）を「厚生年金保険給付費（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担）」に、「その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号」を「その他政令で定める費用をいう。次条第一項第一号」に、「第七十二条第一項に規定する長期給付（以下この条において「国の組合の長期給付」という。）に要する費用（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。）を「第百二条の二に規定する厚生年金保険給付費」に改め、「長期給付と国の組合の」の下に「同法第七十二条第一項に規定する」を加える。

第百十六条の三第一項第一号中「組合の長期給付に要する費用」を「厚生年金保険給付費」に、「長期給付」を「（厚生年金保険給付）に、「規定する調整対象費用の額」を「規定する国の調整対象費用の額」に改め、同項第二号中「地方の長期給付等」を「地方の厚生年金保険給付等」に、「国の長期給付等」を「国の厚生年金保険給付等」に、「規定する長期給付等」を「規定する国の厚生年金保険給付等」に改め、同項第三号中「長期給付等」を「厚生年金保険給付等」に、「国の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二）を「国の厚生年金保険給付積立金（同法第二十一条第二項第一号ハ）に、「実施機関積立金であつて国の組合に係るもの」を「厚生年金保険給付積立金」に、「実施機関積立金の額」を「厚生年金保険給付積立金の額」

に、「地方の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて地方公務員共済組合連合会に係るものをいう。）の額」を「厚生年金保険給付組合積立金及び厚生年金保険給付調整積立金の合計額」に改め、同項に次の一号を加える。

四 当該事業年度の末日における国の退職等年金給付積立金の額が国の積立基準額を下回り、かつ、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額が地方の積立基準額を上回る場合 国の積立基準額から国の退職等年金給付積立金の額を控除して得た額の五分の一に相当する額（当該額が当該事業年度の末日における退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額から地方の積立基準額（当該地方の積立基準額が零を下回る場合には、零とする。）を控除して得た額を超える場合にあつては、当該控除して得た額）

第百十六条の三第二項及び第三項中「長期給付等」を「厚生年金保険給付等」に改める。

第百十七条第一項中「短期給付」の下に「及び退職等年金給付」を加える。

第百三十六条中「地方公務員災害補償法第二十一条第二項に規定する通勤をいう。次条において同じ。」を削る。

第百四十条第一項中「関する規定」の下に「（第四十二条第二項の規定を除く。）を、「おいては」の下に、「第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」とを

加え、「は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに」を削り、「同じ。は、を「同じ。」に、「第百十三条第四項第二号に掲げる費用及び」を「第百十三条第二項第三号及び第四項第二号に掲げる費用並びに」に、「厚生年金保険法」を「第百十三条第二項第三号に掲げる費用及び厚生年金保険

法」に改める。
第百四十二条第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第四十三条第二項の項中「第四十三条第二項」を「第四十二條第二項」に改め、同表第五十四條の第二十項の項中「第五十四條の第二十項」を「第四十三條第十二項」に改め、同表第七十條の三第一項の項の次に次のように加える。

第九十一条第一項	第九十二条第二項	第九十一条第二項	第九十一条第三項
地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて退職をした当該退職	地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて当該退職	地方公務員法第二十九条	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五條第一項第二号の
同法の退職	同法の退職	同法の退職	同法の退職
国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五條第一項第二号の	同法の退職	同法の退職	同法の退職

第百四十二条第二項の表第百十五條第二項の項中「昭和二十八年法律第八十二号」を削り、同表第百四十條第一項の項中「（公庫等職員又は特定公庫等役員）」を

（公庫等職員又は特定公庫等役員）	（公庫等職員又は特定公庫等役員）
公庫等をいう。以下この条において同じ。）の負担金	公庫等をいう。以下この条において同じ。）の負担金
公庫等又は特定公庫等の負担金	公庫等又は特定公庫等の負担金

に、「同じ。は」を「同じ。」に改める。
第百四十三条第三項中「第二十四条（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により積み立てるべき積立金」を「厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の額」に改める。
第百四十四条の三第二項中「おいては」の下に、「第四章中「公務」とあるのは「業務」とするほか」を加え、「に読み替えるもの」を削り、同項の表第四十八條第二項の項の次に次のように加える。

第四十九条第一項	その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第三項の規定により支払った一部負担金（第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）	その給付に要した費用に相当する金額
第五十条第一項	給付事由（第七十二条又は第七十三条の規定による給付に係るものを除く。）	給付事由
第五十一条	受給権者（当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）	受給権者
第五十二条	退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金	退職年金又は公務遺族年金
第五十三条	主務省令	総務省令
第八十一条第一項	病気、負傷、障害、死亡若しくは災害	障害若しくは死亡
第八十二条第三項	病気、負傷、障害、死亡又は災害	当該障害又は死亡
第八十三条	病気、負傷、障害若しくはその病気若しくは障害	障害若しくはその障害
第八十四条第一項	当該病気、負傷、障害又は死亡	当該障害
第八十五条第一項	組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受けたとき若しくは解雇された

第四百四十四条の三第二項の表第百十三条第二項第三号の項中「第百十三条第二項第三号」の

下に「及び第四号」を加える。
第四百四十四条の十二第一項中「第百十三条第

第一類第二号 総務委員会議録第三号 平成二十四年十一月十六日

二項第三号」の下に「及び第四号」を加え、「同号」を「同項第三号及び第四号」に改める。
第四百四十四条の十九中「同表第百十三条第二項第三号の項」を「同表第百十三条第二項第三号及び第四号の項」に改める。
第四百四十四条の二十三第一項中「短期給付」を「給付」に、「二年間」を「短期給付については二年間、退職等年金給付については五年間」に改め、同条第三項中「支払未済給付」を「遺族給付」に改める。
第四百四十四条の二十四中「短期給付」を「給付」に改める。
第四百四十四条の二十五中「短期給付を受ける権利を有する者（以下この条において「受給権者」という。）を「受給権者」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（資料の提供）
第四百四十四条の二十五の二 組合は、年金である給付に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付（これに相当する給付として政令で定めるものを含む）の支給状況につき、厚生労働大臣、国家公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な資料の提供を求めることができる。
第四百四十四条の二十六中「この法律による短期給付」を「前項に定めるもののほか、この法律による給付」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。
第四百四十八条第二号中「第二十二條第三項」を「第二十二條第二項」に改め、同条第三号中「若しくは第三十八條の八第四項」を「第三十

八条の八第四項若しくは第三十八条の八の二第四項」に改め、「又は連合会の災害給付積立金若しくは長期給付積立金」を削り、同条第三号の二中「第百二十二條の四第六項」の下に「若しくは第七項、第百二十二條の十第六項、第百二十二條の十一第六項若しくは第七項又は第百二十二條の十五第一項」を加え、同条第四号中「第百二十二條の四第七項、第百二十二條の七第四項」を「第百二十二條の四第八項、第百二十二條の七第四項、第百二十二條の十一第八項、第百二十二條の十四第四項」に改める。
附則第十四条の二を次のように改める。
（遺族の範囲の特例）
第十四条の二 退職等年金給付に関する規定の適用については、当分の間、組合員（警察官、皇宮護衛官、消防吏員その他の職務内容の特殊な職員で総務省令で定めるものに限る。）が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の総務省令で定めるものに従事し、そのため公務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母（第二條第一項第三号に掲げる者に該当するものを除く。）があるときは、これらの者を同号に規定する遺族とみなす。
2 前項に規定する場合における退職等年金給付に関する規定の適用については、当分の間、第二條第三項中「夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は」とあるのは「子又は孫は」と、「二十歳未満で」とあるのは「組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き」とし、第百七条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
附則第十四条の三第五項中「第百十三條第一項」を「第百十三條第一項第一号及び第二号」に改める。
附則第十九条から第二十八条までを次のよう

に改める。

(支給の繰上げ)

第十九条 当分の間、一年以上の引き続く組合員期間を有する者であり、かつ、退職している者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるものは、退職年金の支給を組合に請求することが出来る。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に退職年金を支給する。この場合においては、第八十八条の規定は、適用しない。

3 第一項の請求があつた場合における第七十七条から第九十三条までの規定の適用については、第七十七条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十九条第一項の請求をした日」と、「給付事由が生じた日」とあるのは「請求をした日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十九条第一項の請求をした日」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前三項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰上げについて必要な事項は、政令で定める。

(公務障害年金等に関する暫定措置)

第二十條 第九十二条第一項、第九十八条第一項及び第四百四条第一項の規定の適用については、当分の間、第九十二条第一項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と、第九十八条第一項及び第四百四条第一項中「六十四歳」とあるのは「五十九歳」とするほか、必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第二十一条から第二十八条まで 削除

附則第三十一条の二第三項中「第四百四条第四項」を「第四百四条第五項」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成

二十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「及び第九十九条を」、第九十九条及び第五百九十九条の二に改める。

附則第五十六条第二項中「附則第五十八条の下に」、第六十条を加え、「及び第七十五条を」、第七十五条、第七十五条の二及び第七十六条に改める。

附則第六十条の見出し中「退職共済年金の支給」を「職域加算額の経過措置」に改め、同条中「旧地方公務員共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、を削り、「の退職共済年金」の下に「及び障害共済年金」を加え、「及び次条第一項」を削り、「これらの者」を「旧地方公務員共済組合員期間を有する者(施行日において改正前地共済法による退職共済年金(改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金を除く。)又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。)」に改め、同条各号を削り、同条に次の十一項を加える。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定(障害を給付事由とする給付に係るものに限る。)は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下この項及び第四項並びに附則第六十一条の三において「初診日」という。)が施行日前にある傷病により障害の状態となつた場合について適用し、初診日が施行日以後にある傷病により障害の状態となつた場合については、適用しない。

3 旧地方公務員共済組合員期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族(第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第二十一条第三号に規定する遺族(改正前地共済法附則第十四条の二の規定の適用を受ける場合を含む。))があるときは、改正前地共

済法の遺族共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給要件に関する改正前地共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前遺族支給要件規定」という。)は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前遺族支給要件規定は、初診日が施行日前にある傷病により死亡した場合及び初診日が施行日以後にある公務によらない傷病により死亡した場合について適用し、初診日が施行日以後にある公務による傷病により死亡した場合については、適用しない。

5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前地共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。以下この条、附則第六十一条の二及び第七十二条から第七十四条までにおいて「改正前地共済法による職域加算額」という。)については、第十項及び第十一項の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する規定を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なお

その効力を有する。この場合において、改正前地共済法第五十一条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と、改正前地共済法第五十二条ただし書中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と、改正前地共済法第七十九条第一項第二号イ中「組合員期間」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間(以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。))のと、同号ロ中「組合員期間」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間」と、改正前地共済法第八十七条第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十九条の二第二項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第三項中「組合員期間」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間」とするほか、改正前地共済法の規定の適用に関し必要な読替えその他改正前地共済法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法の遺族共済年金(公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が平成三十七年十月一日以後に生じたものに限る。)のうち改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ(2)又はロ(2)の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

平成三十七年十月一日から平成三十八年九月三十日まで	三十分の二十九
平成三十八年十月一日から平成三十九年九月三十日まで	三十分の二十八

平成三十九年十月一日から平成四十年九月三十日まで	三十分の二十七
平成四十年十月一日から平成四十一年九月三十日まで	三十分の二十六
平成四十一年十月一日から平成四十二年九月三十日まで	三十分の二十五
平成四十二年十月一日から平成四十三年九月三十日まで	三十分の二十四
平成四十三年十月一日から平成四十四年九月三十日まで	三十分の二十三
平成四十四年十月一日から平成四十五年九月三十日まで	三十分の二十二
平成四十五年十月一日から平成四十六年九月三十日まで	三十分の二十一
平成四十六年十月一日以降	三十分の二十

7 旧地方公務員共済組合員期間を有する者のうち、一年以上の引き続く旧地方公務員共済組合員期間を有しない者であり、かつ、当該旧地方公務員共済組合員期間と当該期間に引き続く第三号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされたものを除く。次項において同じ。）とを合算した期間が一年以上となるものに係る改正前地共済法第七十九条第一項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

8 旧地方公務員共済組合員期間を有する者のうち、旧地方公務員共済組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該旧地方公務員共済組合員期間と第三号厚生年金被保険者期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く旧地方公務員共済組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く旧地方公務員共済組合員期間を有する者とみなされるものに限る。）に係る改正前地共済法第七十九条第一項第二号及び第九十九条の二第一項第一号(2)の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

9 改正前地共済法による職域加算額は、組合が支給する。

10 改正前地共済法による職域加算額については、第五項の規定にかかわらず、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第七十九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

11 改正前地共済法による職域加算額については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

12 改正前地共済法による職域加算額を受ける者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

附則第六十一条第一項中「前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前地共済法による年金である給付及び」を削り、同条第三項中「第四十六条まで」の下に、「第七十九条第三項」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（併給の調整の経過措置）
第六十一条の二 次の各号に掲げる退職等年金給付（地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険

法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下この条、附則第六十七条及び第七十五条の三において「新地共済法」という。）第七十六条に規定する退職等年金給付（新地共済法第九十一条第三項前段、第九十二条第二項前段若しくは第三項又は第九十三条第一項に規定する一時金を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の受給権を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。

一 新地共済法第七十六条第一号に掲げる退職年金 改正前地共済法による職域加算額（障害を給付事由とするものに限る。）又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法の障害共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給を受けることができる。

二 新地共済法第七十六条第二号に掲げる公務障害年金 改正前地共済法による職域加算額又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているもの（以下この条において「旧職域加算額」という。）の支給を受けることができる。

三 新地共済法第七十六条第三号に掲げる公務遺族年金 改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額の支給を受けることができる。

2 次の各号に掲げる年金を受ける権利を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

一 改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち退職を給付事由とするもの 新地共済法第七十六条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができる。

二 改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち障害を給付事由とするもの 新地共済法第七十六条に規定する退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができる。

三 改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの 新地共済法第七十六条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができる。

3 新地共済法第八十条第二項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

4 新地共済法第八十二条第三項の規定は、新地共済法第九十一条第三項前段又は第九十二条第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による障害を給付事由とするものの支給を受ける場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

5 新地共済法第九十三条第三項の規定は、同条第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による死亡を給付事由とするものの支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（障害共済年金の額の算定の特例）

第一類第二号 総務委員会議録第三号 平成二十四年十一月十六日

四七

第六十一条の三 附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による障害共済年金及びこれに相当する年金である給付を受ける権利を有する者に対して更に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（初診日が第三号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。）にあるものに限る。）を支給すべき事由が生じた場合には、同法の規定による障害厚生年金は、同法の規定にかかわらず、支給しない。

附則第六十五条第一項中「有する者」の下に「（改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）の受給権を有する者を除く。）を加える。

附則第六十七条中「改正後地共済法第五十四条の二第一項に規定する」を「新地共済法第四十三条第一項に規定する」に、「改正後地共済法第五十四条の二第一項、第六項後段及び第十四項」を「新地共済法第四十三条第一項、第八項後段及び第十六項」に改める。

附則第七十二条第一項中「又は障害基礎年金」を「若しくは障害基礎年金又は改正前地共済法による職域加算額」に、「から当該額」を「（改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額）から当該算定した額」に改める。

附則第七十三条第一項中「による障害基礎年金」の下に「又は改正前地共済法による職域加算額」を加え、「当該障害基礎年金」を「これらの年金たる給付」に改め、「算定した額」の下に「改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額」を加える。附則第七十四条第一項中「又は遺族基礎年金」を「若しくは遺族基礎年金又は改正前地共済法

による職域加算額」に改め、「算定した額」の下に「改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額」を加える。

附則第七十五条中「附則第五十六条及び第六十一条」を「附則第五十六条、第六十条、第六十一条及び第六十五条」に改め、同条第一号中「改正前地共済法第九十六条」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第九十六条及び第九十七条」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（地方の組合の経過の長期給付組合積立金等の積立て）

第七十五条の二 組合は、地方の組合の経過の長期給付（附則第六十条第五項又は第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法による年金である給付その他の給付であつて、改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行われないこととされているものその他これに相当する給付として政令で定める給付をいう。次項、附則第七十六条第二項及び第三項並びに第八十六条の三において同じ。）その他政令で定める費用に充てるべき積立金（次条、附則第七十五条の四第一項及び第八十六条の三において「地方の組合の経過の長期給付組合積立金」という。）を積み立てなければならない。

2 地方公務員共済組合連合会は、地方の組合の経過の長期給付及び附則第七十六条第一項に規定する拠出金の拠出の円滑な実施を図るための積立金（次条、附則第七十五条の四第二項及び第八十六条の三において「地方の組合の経過の長期給付調整積立金」という。）を積み立てなければならない。

（地方の組合の経過の長期給付組合積立金等の管理及び運用）

第七十五条の三 新地共済法第二十四条の二及び第二十五条前段（これらの規定を新地共済法第三十八条第一項において準用する場合を

含む。）、第三十八条の八の二並びに第五章の二第二節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、地方の組合の経過の長期給付組合積立金及び地方の組合の経過の長期給付調整積立金について準用する。

である給付その他の給付であつて、改正前地共済法による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行われないこととされているものに相当する給付として政令で定める給付をいう。以下この条において同じ。）に係る」を「に係る組合及び」に改め、同条第三項中「地方の組合の経過の長期給付に係る」の下に「組合及び」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第七十五条の四 改正前地共済法第二十四条（改正前地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する積立金のうち、その額から附則第二十七条第二項の規定により実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、地方の組合の経過の長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

前に見出しとして「検討」を付し、同条の次に次の一条を加える。

2 改正前地共済法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から附則第二十七条第二項の規定により実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、地方の組合の経過の長期給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

附則第八十六条の三 政府は、地方の組合の経過の長期給付について、その収支並びに地方の組合の経過の長期給付組合積立金及び地方の組合の経過の長期給付調整積立金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、地方の組合の経過の長期給付の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

附則第七十六条第一項中「国の組合の経過の長期給付に係る積立金」を「国の組合の経過の長期給付積立金」に、「同条第四項」を「同条第一項」に、「地方の組合の経過の長期給付に係る積立金の額」を「地方の組合の経過の長期給付積立金の額（附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過の長期給付組合積立金及び同条第二項に規定する地方の組合の経過の長期給付調整積立金の合計額をいう。）に、「第二条」を「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

附則第七十六条第一項中「地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第三十三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、同項第十八号の二中「新法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同項第三十五号の次に次の一号を加える。

「第二条」を「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

附則第七十六条第一項中「地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第三十三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、同項第十八号の二中「新法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同項第三十五号の次に次の一号を加える。

「第二条」を「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

附則第七十六条第一項中「地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第三十三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、同項第十八号の二中「新法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同項第三十五号の次に次の一号を加える。

「第二条」を「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

附則第七十六条第一項中「地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第三十三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、同項第十八号の二中「新法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同項第三十五号の次に次の一号を加える。

「第二条」を「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

附則第七十六条第一項中「地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第三十三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、同項第十八号の二中「新法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同項第三十五号の次に次の一号を加える。

「第二条」を「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

附則第七十六条第一項中「地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第三十三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、同項第十八号の二中「新法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同項第三十五号の次に次の一号を加える。

附則第百一条のうち地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条の二第一項の改正規定の前に次のように加える。

第三条第二項中「国の新法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同条第三項中「国の新法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

第三条の二の二中「国の新法」を「(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行日前に国家公務員共済組合法)」に、「国の新法」を「(国家公務員共済組合法)」に、「国の新法」を「(国家公務員共済組合法)」に改める。

附則第百一条のうち地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第九十六条第三項の改正規定中「第九十六条第三項」を「第九十六条第一項中「新法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同条第三項」に改める。

附則第百一条のうち地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第九十七条第二項を削る改正規定中「第九十七条第二項」を「第九十七条第一項中「新法」を「同法」に改め、同条第二項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第九十八条第一項中「新法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附則第百五十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第百五十九条の二 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第十二条のうち国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条の改正規定中「第四項」を「第五項」に改める。

第十七条のうち地方公務員等共済組合法等

の一部を改正する法律附則第三十条の改正規定中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第四条及び第七条の規定 公布の日

二 第二条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八十六条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号) 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(厚生年金保険給付組合積立金等の当初額)
第二条 第二条の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「新一元化法」という。)第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「一元化法改正前地共済法」という。)第二十四条(一元化法改正前地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する積立金のうち、その額から新一元化法附則第七十五条の四第一項の規定により新一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなされる額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後地共済法」という。)第二十四条(改正後地共済法第三

十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

2 一元化法改正前地共済法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から新一元化法附則第七十五条の四第二項の規定により新一元化法附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金として積み立てられたものとみなされる額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、改正後地共済法第三十八条の八第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

(退職等年金給付調整積立金の管理運用の方針等に関する経過措置)

第三条 地方公務員共済組合連合会は、施行日前においても、改正後地共済法第百十二条の十の規定の例により、同条第一項に規定する管理運用の方針を定め、これを公表することができる。

2 地方公務員共済組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会。以下「組合」という。)及び地方公務員共済組合連合会は、前項の規定により管理運用の方針が定められたときは、施行日前においても、改正後地共済法第百十二条の十一の規定の例により、同条第一項に規定する基本方針を定め、これを公表することができる。

3 第一項の規定により定められ、公表された管理運用の方針及び前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日においてそれぞれ改正後地共済法第百十二条の十及び第百十二条の十一の規定により定められ、公表されたものとみなす。

(地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理運用の方針等に関する経過措置)
第四条 地方公務員共済組合連合会は、施行日前においても、新一元化法附則第七十五条の三に

において準用する改正後地共済法第百十二条の十の規定の例により、新一元化法附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理運用の方針(新一元化法附則第七十五条の三において準用する改正後地共済法第百十二条の十第一項に規定する管理運用の方針をいう。)を定め、これを公表することができる。

2 組合及び地方公務員共済組合連合会は、前項の規定により管理運用の方針が定められたときは、施行日前においても、新一元化法附則第七十五条の三において準用する改正後地共済法第百十二条の十一の規定の例により、新一元化法附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金及び同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金の基本方針(新一元化法附則第七十五条の三において準用する改正後地共済法第百十二条の十一第一項に規定する基本方針をいう。)を定め、これを公表することができる。

3 第一項の規定により定められ、公表された管理運用の方針及び前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日においてそれぞれ新一元化法附則第七十五条の三において準用する改正後地共済法第百十二条の十及び第百十二条の十一の規定により定められ、公表されたものとみなす。

(旧地方公務員共済組合員期間を有する者に係る改正後地共済法の規定の適用)

第五条 新一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間(次条第三項及び第四項において「旧地方公務員共済組合員期間」という。)を有する者に係る改正後地共済法第七十七条第一項、第九十八条第二項各号及び第百四条第二項の規定の適用については、改正後地共済法第七十七条第一項中「組合員期間」とあるのは、「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する

法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日（以下「平成二十四年改正法施行日」という。）以後の組合員期間」と、改正後地共済法第九十八条第二項各号及び第四百四条第二項中「組合員期間」とあるのは「平成二十四年改正法施行日以後の組合員期間」とする。

（公務傷病に係る規定の適用に関する経過措置）
第六条 改正後地共済法の公務障害年金に関する規定は、その病氣又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この条において「初診日」という。）が施行日以後にある傷病による障害について適用し、初診日が施行日前にある傷病による障害については、適用しない。

2 改正後地共済法の公務遺族年金に関する規定は、改正後地共済法第百三条第一項各号における死亡の原因となった改正後地共済法第九十七条第一項に規定する公務傷病（以下この条において「公務傷病」という。）に係る初診日（初診日がない場合にあっては、当該公務傷病の発した日。以下この項において同じ。）が施行日以後にある場合について適用し、初診日が施行日前にある場合については、適用しない。

3 旧地方公務員共済組合員期間を有し、かつ、公務傷病に係る初診日が施行日以後にある者に支給する改正後地共済法第九十八条の規定による公務障害年金の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額と新一元化法附則第六十条第五項の規定により読み替えて適用する一元化法改正前地共済法第八十七条第二項第二号の規定の例により算定した金額のいずれか高い金額とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 旧地方公務員共済組合員期間を有し、かつ、公務傷病に係る初診日が施行日以後にある者に支給する改正後地共済法第百四条の規定による公務遺族年金の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額と新一元化法附則第六十条第五項の規定により読み替えて適用

する一元化法改正前地共済法第九十九条の第二項第一号イ②若しくはロ②又は第三項の規定の例により算定した金額のいずれか高い金額とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第一項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第一号において「平成二十四年一元化法」という。）第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十四条各号」を「地方公務員等共済組合法第七十五条第一項各号」に改め、同項第一号中「平成二十四年一元化法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）
第九条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項」を「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五十三条第一項の短期給付若しくは同法第七十六条の退職等年金給付、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条第一項、第二項、第四項若しくは第七項若しくは第三条の二の年金である給付又は被用者年金制度の一元化等を図る

ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項」に改め、「又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五十三条第一項の短期給付」を削る。

理 由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条の規定等を踏まえ、公務員共済の職域加算額の廃止に伴う退職等年金給付の導入及び職域加算額の廃止に伴う経過措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十四年十一月二十六日印刷

平成二十四年十一月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局